

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算

議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第22号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第23号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第24号 平成27年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第25号 平成27年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第26号 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定について
- 議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正について
- 議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 議第17号 町道路線の認定について
- 議第18号 町道路線の廃止について
- 議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第4 議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議 第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議 第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時03分 開会

○議長（栗田利朗君） これより平成27年第1回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 角田寛君、6番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（栗田利朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が3件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時04分 休憩

午前9時18分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

日程第2 議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算

議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第22号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第23号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第24号 平成27年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第25号 平成27年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第26号 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算

議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算

○議長（栗田利朗君） 日程第2、議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算から議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

平成27年第1回垂井町議会定例会が開会し、新年度の当初予算案を初めとする関連諸議案を御審議いただくに当たり、施政に対する私の所信の一端を申し述べるとともに、平成27年度予算の概要を御説明申し上げます。議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、平成23年4月に私が町長として3期目の重責を担わせていただいて以来、早いものでこの4月で任期満了を迎えることになりました。私はこれまで、本町のまちづくりの将来像である「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向け、各種施策を着実に計画的に推進してまいりました。とりわけ、町長就任以来、我がまち垂井を支えるのは何よりも町民の皆様一人一人の優しさと思いやりであるとの思いを常に持ち、皆様の声をよく聞き、同じ目線に立ち、公平・公正、いずれに偏ることなく、誠心誠意全力で町政に取り組んでまいりました。そして、町民の皆様とともに我がまちの自治の基本理念となるまちづくり基本条例を制定し、各地区にまちづくり協議会が設立されました。我がまちを強固な地域コミュニティーとするための礎は着実に進展しているものと自負しております。この間、町民の皆様、町議会議員の皆様には、町政諸般にわたり多くの御意見、御提言を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、近年、我が国は、世界でも類を見ないほどの速さで少子高齢化が進むと同時に、人口が減少する局面を迎えており、この人口構造の変化は生産年齢人口を減少させ、経済活動や地域社会の活力の低下を招いております。これにより、地方自治体の経営においては、収入の根幹をなす税収が減少する一方で、高齢化により介護や医療などの社会保障関係費が増大することから、今後直面するさまざまな課題に対し、めり張りのある的確な対応が求められております。

このような中、平成26年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会により公表された、いわゆる「消滅可能性自治体リスト」は各自治体に衝撃を与えました。政府においては、人口減少を克服し、地方創生をなし遂げるため、平成26年9月、第2次安倍内閣発足と同時に地方創生担当大臣を設置し、政府内にまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、同年11月21日には地方創生関連法案が可決・成立いたしました。世界に類を見ない急速な人口減少、少子高齢社会の課題解決に向け、国と地方が総力を挙げて取り組むこととなります。

本町においては、これまで先輩諸氏の時代から今日まで積み上げられてきましたまちづくりにより消滅可能性自治体リスト入りは免れたものの、国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口によれば、2010年の国勢調査では2万8,505人であった人口が、30

年後の2040年には2万2,684人となることが推計されており、またその人口に占める65歳以上の割合は35.2%になることが予測されております。

このことを踏まえ、本町においてもさらに速度を上げて、人口減少、少子高齢社会という待ったなしの大きな課題に対し、町全体が一丸となって立ち向かっていかななくてはなりません。英知を結集し課題を克服していくことが、世代を超えた町民のつながりを生み、お互いが支え合うことができるまちになると確信をしております。

一方、地方自治体を取り巻く財政状況に目を転じてみますと、リーマンショックによる景気後退により減少した地方税収はいまだ回復しておらず、「三本の矢」から成るアベノミクスの効果により経済の好循環は生まれつつあるものの、地方の隅々にまでその効果が波及していない現状のため、地方財政は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国においては、平成27年度予算を経済再生と財政再建の両立を実現する予算として位置づけるとともに、平成26年度補正予算においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に沿った形で、生活者への支援関連経費、地方の活性化関連経費などの予算が計上されたところであります。さらに、政府は昨年末にまち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしました。これにより平成27年は、安倍内閣が最重要政策に掲げた地方創生への取り組みが全国の自治体で一斉に動き出す「地方創生元年」となります。

地方自治体では、全力で地方創生に取り組まなければ地方の未来はないとの危機感のもと、それぞれの地方の特色と住民のアイデアを生かし、創意工夫による地方創生を推進していくことが求められております。本町を取り巻く環境が厳しさを増していく中であっても、まちづくりはその歩みをとめることなく進んでいかなければなりません。そして直面する課題に立ち向かうため、まちの自主性と自立性を高めていかなければなりません。そのためにも、総合計画に掲げるまちづくりの施策を引き続き着実に推進していくことで、町民の皆様の安全・安心な生活を守ってまいります。

しかしながら、その進め方は、行政が施策を一方的に進めるだけでは十分ではありません。まちづくりの基本理念である「協働」に基づき、自助、共助、公助の分担のもと、町民と行政が一体となってまちづくりを実践することが、垂井町の未来を支える大きな原動力になるものと確信しているところでございます。

それでは、平成27年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

一般会計85億5,000万円、国民健康保険特別会計34億5,000万円、簡易水道特別会計4,900万円、公共下水道事業特別会計11億9,200万円、農業集落排水事業特別会計3,100万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,185万円、介護保険特別会計21億3,300万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計3億500万円、水道事業会計8億8,550万円、合計166億842万円とするものであります。

歳入予算につきましては、法人住民税の税制改正、固定資産評価がえ等の影響から町税の伸びは見込めないため、前年度当初比4.3%減の35億8,989万5,000円といたしました。うち町民税

は7.4%減の15億4,215万2,000円と見込みました。一般会計規模は、前年度と比較し、2億8,000万円の増額となります。国・県支出金、財政調整基金などの取り崩し、町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、安心して安全な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供するといった基礎自治体の使命を十分認識するとともに、限られた財源の中で、垂井町の将来を見据え、緊急度、優先度を明確にしながら各種事務事業の予算を編成いたしました。

それでは、予算概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるよう、防犯体制、防災体制の構築に取り組んでまいります。

交通安全では、交通安全啓発活動を充実し、交通安全意識の定着を図ってまいります。特に、交通弱者と言われるお年寄りと子供の交通安全意識の向上に努めてまいります。同時に、交通安全団体や教育団体との連携の強化、さらに交通安全施設の整備により、安全な交通環境づくりに努めてまいります。

防犯では、全国的に多発する子供やお年寄りを対象にした犯罪は地域の安全を脅かしているため、警察、行政、学校及び地域の見守り隊が相互に連携を密にし、情報共有を図りながら防犯に取り組んでまいります。また、街路灯のLED化や防犯カメラの適正な管理など、防犯施設の整備に努めてまいります。

消防・防災では、東日本大震災の後も、集中豪雨、台風などさまざまな災害が全国で多発しております。町では、国や県の防災計画の見直しを踏まえ、地域防災計画を全面的に改定いたしました。この地域防災計画に基づき、引き続き地域防災に努めてまいります。

職員に対しましては、引き続き防災意識の啓発と訓練を行ってまいります。また、自主防災組織の育成を図るため、防災資機材購入の補助を引き続き行ってまいります。

災害情報の伝達につきましては、防災行政無線のメール配信と緊急エリアメール、テレホンサービスを引き続き行ってまいります。

防災体制の根幹をなす消防力の強化につきましては、防火水槽と消火栓の新設など消防設備の整備を進めながら、引き続き消防体制の充実を図ってまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

学びやすい教育環境で、ふるさと垂井に愛着を持てる教育を行うとともに、町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、その機会や場を提供してまいります。

学校教育では、子供たちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育むための学校教育を推進してまいります。

国際社会に対応できる人材を育成するため、英語教育を推進し、小学校には英語講師、中学

校には英語指導助手を配置し、英語教育環境の充実を図ってまいります。また、外国人の児童・生徒に日本語の理解を深めてもらい、充実した日常生活が送れるよう、日本語適応講師を引き続き配置いたします。

個々のニーズに応じた個別支援の重要性から、専門的知識や技能を持った個別教育支援講師を配置いたします。さらに、子供や保護者に対するカウンセリング体制の充実、教職員の教育相談力を高めていけるよう、スクールアドバイザーを配置するとともに、特別支援教育指導員、幼児教育指導員を引き続き配置してまいります。

幼・保・小・中の連携強化により、一貫性を持った教育の充実を図るとともに、地域との触れ合いや学力の向上を目的に、土曜日授業を試行的に実施してまいります。また、小学校教育支援講師の充実と、基礎学力、学級経営力の向上を図ってまいります。

カナダ・カルガリー市派遣交流事業につきましては、中学生の異文化への理解を深め、語学力や国際感覚を養うことを目的に、継続して実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、宮代小学校屋内運動場非構造部材耐震工事と合原小学校校舎増築工事を実施するとともに、学校給食センターの設備等の改修を引き続き行ってまいります。

青少年育成では、近年、地域社会の人間関係が希薄化し、青少年を取り巻く環境は悪化しております。このような中、青少年の心の教育の充実を図るため、青少年団体活動や青少年研修への支援、地域子供教室の充実など、青少年が積極的に地域活動に参加できる環境整備に取り組むとともに、家庭教育学級の充実等により家庭教育力の向上を図ってまいります。

生涯学習では、生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ、楽しく暮らしていけるよう、社会教育事業、芸術文化活動事業の充実を図るとともに、各地区まちづくり協議会と連携のもとに、利用しやすい生涯学習環境の整備に引き続き努めてまいります。また、偏見や差別のない社会を目指し、男女共同参画社会の推進、人権意識の高揚、多文化共生社会の推進に努めてまいります。

生涯スポーツでは、気軽にスポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりができる環境整備に努めてまいります。スポーツ施設の整備を進め、関係団体等との連携を図りながら、スポーツ活動の推進に取り組んでまいり所存でございます。

文化の振興では、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化の継承を図るため、文化財の保存整備と継承活動を支援してまいります。また、南宮神社建造物保存修理事業、真禅院建造物保存修理事業などに対し補助を行うほか、美濃国府跡整備計画策定業務を進めてまいります。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み育てられるよう子育て支援の充実を努めるとともに、誰もが健康で生きがいを持って、安心して生活できる環境を整備してまいります。

子育てでは、子育て家庭の多様なニーズに応えるため、幼保一元化を引き続き推進し、垂井地区のこども園設置に向けた準備を着実に進めてまいります。また、安心して子育てができる

環境を提供するため、子育て支援センター事業、一時保育事業、子育てサポート事業などに継続して取り組んでまいります。さらに、子供の発達段階に応じた支援を提供するために、児童発達支援事業に取り組むとともに、ことばの教室を継続して開室してまいります。

保育園園舎の老朽化対策といたしましては、表佐保育園園舎耐震補強実施設計策定業務、岩手保育園園舎耐震補強計画策定業務を進めてまいります。

健康・医療では、誰もが健康に暮らし、適切な医療を受けることができるよう、医療機関と連携し、地域医療体制の充実に努めるとともに、健康づくり事業、疾病予防対策事業、食育を推進し、健康増進を図ってまいります。また、安心して妊娠・出産ができるよう妊婦健診、妊婦歯科健診を推進するとともに、母子衛生事業、各種ワクチン接種の助成を含めた各種予防対策事業、さらに乳幼児健康診査、特定健康診査などを推進してまいります。

不妊治療費の助成につきましては、不妊治療を受けている方の精神的、経済的負担を軽減するため、新たに人工授精費用に対しても助成を拡大してまいります。福祉医療費の助成につきましても引き続き行ってまいります。

国民健康保険につきましては、健全財政を堅持するとともに、医療費の削減に効果的な保健事業に努めてまいります。

高齢福祉では、高齢者が生きがいを持って、安心して生活することができる環境の整備に努めてまいります。高齢化が進む中で、介護や支援を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家族介護力の低下が見られます。必要な人に必要な支援が届くよう計画的に取り組んでまいりたいと思います。さらに、生きがい対策の推進、住みなれた地域で生活ができるよう在宅支援の充実に努めてまいります。

介護保険につきましては、介護保険制度の大幅な制度改正に対応した第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の充実に努めてまいります。また、健全財政を堅持するため、介護保険料の引き上げの改定をさせていただき、同時に、保険給付費を抑制するため介護予防事業を推進し、高齢者の健康維持、体力づくりに努め、制度の安定を図ってまいります。

障がい福祉では、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として生活することができる環境の整備に努めてまいります。活動の場、交流の場、就労の場の確保を図るとともに、在宅生活の支援、介護者の支援の充実に努めてまいりたいと思います。

地域福祉では、地域で支え合い、誰もが安心して生活ができるよう福祉に対する意識の高揚に努め、支え合いの環境づくりを推進します。住民が主体的に地域社会の課題にかかわり、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などと協働しながら、福祉コミュニティの構築に努めてまいります。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を引き続き推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

地球規模での環境問題が深刻化する中で、恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を推進してまいります。

自然環境では、おいしい水や空気に恵まれた豊かな自然の継承に取り組んでまいりたいと思います。また、環境教育を推進する中で、住民意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみによる環境保全の体制づくりを推進し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ってまいります。

環境衛生では、環境に配慮した意識の定着と、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めてまいります。エコパーク施設の適正な運営に努めながら、ごみの減量化、環境保全運動を推進するとともに、粗大ごみの収集方法等の見直しを検討してまいります。

クリーンセンターにつきましては、引き続き施設の延命化を図ってまいります。また、下水道事業認可区域外での合併浄化槽設置に要する費用の補助を引き続き行ってまいります。

重要施策の第5は、「産業・交流」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができる環境を整備してまいります。

農林業では、集落営農の確立により、地域ぐるみで農地が守られ、良質な農林畜産物を提供し、町内で消費されていく環境の整備に努めてまいります。農業者の高齢化が進む中、担い手の育成を図るため、安定した収益性の高い農業を推進するとともに、各種支援事業、交付金事業を引き続き推進してまいります。また、有害鳥獣被害対策事業に引き続き取り組んでまいります。

経営体育成基盤整備事業につきましては、栗原地区において圃場整備事業を引き続き推進してまいります。森林整備につきましては、造林事業を促進するため、団地間伐や作業道等の開設を支援し、森林の持つ多面的機能の復元に取り組んでまいります。

観光では、住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでまいります。観光協会や関係機関との連携強化により観光推進体制の充実を図るとともに、観光資源の整備、PR活動に努めてまいりたいと思います。

ふれあい垂井ピアにつきましては、交流事業の促進とイベントによる活性化を図るため、引き続き開催してまいります。また、栗原地内には新たに歓迎看板を設置したいと思っております。

工業では、企業が進出しやすい基盤整備を図るため、離山周辺開発事業に引き続き取り組むとともに、栗原地区の圃場整備事業とあわせて、企業進出を推進するため、道路等の環境整備に努めてまいります。また、企業立地の促進と町内企業の育成を図るため、工場等設置奨励金等による支援に取り組んでまいります。

商業では、商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができる商業の展開を図るため、商工会と連携して魅力と活力のある店舗づくりを推進するとともに、地域に愛される商業活動を支援してまいります。

勤労者では、安心して働ける環境の整備が求められており、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かしながら、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備に努めてまいります。

道路では、住民と行政が連携して安全な道路の確保を図るとともに、土地利用の方針に基づき、便利さとゆとりのある道路環境の整備に努めてまいります。本年は道路交通網の整備として道路改良11事業、路側改良5事業、舗装改良7事業を実施してまいります。また、町の発展に大きく寄与すると考えられる養老サービスエリア・スマートインターチェンジの開設につきましては、地区協議会を通じて積極的にかかわってまいります。

河川・治水では、総合的な治水対策により、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。関係機関に働きかけながら危険箇所を整備し、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。

公園では、誰もが楽しみながら健康増進を図ることができる公園を整備してまいります。適正な公園管理や運営の充実を図るとともに、地域の特性を生かした公園の整備に努めてまいります。相川児童公園におきましては、ワークショップによりいただいた意見を取り入れ、利用者の声を生かした公園として引き続き改修工事に取り組んでまいります。

市街地形成では、誰もが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことができる環境を整備してまいります。また、長期的な視野に立った計画的な土地利用を推進し、安全で快適な市街地整備に努めてまいります。

上下水道では、上水道等により安全で安定した水を供給し、下水道により快適な生活環境の整備に努めてまいります。上水道事業では、相川左岸地域施設改良事業を引き続き推進してまいります。下水道事業では、認可区域内の管網整備を計画的に推進するとともに、認可拡大申請を行ってまいります。また、農業集落排水処理施設、浄化センターの適正な維持管理に努めるとともに、浄化センターにつきましては増設実施設計を行ってまいります。

公共交通では、利用しやすい公共交通機関の確保に向けて、JR東海を初め関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上に努めてまいります。巡回バスの運行につきましては、公共交通計画に基づき、新たな運行ルート、ダイヤ等による運行を開始してまいります。町民の身近な交通手段として、より一層のサービス向上に努めてまいります。

重要施策の第7は、「協働のまちづくり」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などと行政との協働を推進してまいります。また、積極的に広報公聴活動を行い、住民と行政がお互いに情報を共有できる仕組みを整備してまいります。

地域活動では、地域が活発なコミュニティー活動を展開できるよう、活動の支援や環境整備に努めてまいります。また、自治会活動に対する助成を行うとともに、集会所等改修の助成を行ってまいります。

住民参画では、自主・自立した協働のまちづくりの実現に向けて地区まちづくり協議会が設置され、地区まちづくりの活動拠点としての役割を担っています。住民がまちづくりの主権者であるというまちづくり基本条例の基本理念に基づき、住民が参画できる仕組みを推進し、引き続き協働のまちの実現に向けて取り組んでまいります。

広報・情報公開・公聴では、行政が住民と容易に情報共有できる仕組みの整備に努めてまいります。また、親しまれる広報紙の発行とホームページの充実を図ってまいります。広報紙につきましては、住民アンケートを実施し、より見やすく、よりわかりやすい広報紙の発行に努めてまいります。さらに、広く住民の意見を行政施策に反映させるため、パブリックコメント、ワークショップなどの手法を積極的に活用し、公聴機能の充実を図ってまいります。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応する柔軟な行政運営に取り組むとともに、計画的で効率的な財政運営に取り組んでまいります。

行政運営では、社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応し、住民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、総合計画を基軸としたP D C Aサイクル、評価システムの運用に努めるとともに、平成26年度からスタートしました第5次行財政改革大綱に基づき、量・質・協働の推進の視点から行財政改革に取り組んでまいります。また、必要とされる施策を円滑に迅速に推進するため、各課の連携など横断的な施策の推進により、組織機能の強化に取り組んでまいりたいと思います。

社会保障・税番号制度につきましては、平成27年10月から個人番号が通知され、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されます。本町におきましても円滑に運用が開始できるよう、必要なシステムの対応を行ってまいります。また、統一的な基準に基づく地方公会計への移行対応と公共施設等の維持管理や老朽化対策に活用するため、固定資産台帳の整備に取り組んでまいります。

庁舎のあり方につきましては、平成26年11月に垂井町庁舎のあり方検討委員会を立ち上げ、各委員による議論が開始されました。その検討結果を踏まえ、新庁舎の基本構想策定に取り組んでまいります。

財政運営では、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果が上がるよう、中長期的な視点に立ち、真に必要な施策・事業に対して重点的に財源を配分してまいります。あわせて、公平で適正な負担により財源の確保を図りながら、健全で持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上が平成27年度の予算の概要及び重点的に取り組む施策でございます。

昨年9月には垂井町合併60周年の節目を迎え、大河ドラマサミットを初め、さまざまな事業を展開いたしました。さらに、栗原地内においては大規模な土地改良事業に着手し、工場進出が決まりました。懸案でありました庁舎問題につきましても、庁舎のあり方検討委員会の論議が始まりました。

垂井町は、さらなる一步を踏み出すべく、大きく動き出そうとしています。この動きを、活力の源となるよう国・県とも連携する中で事業の継続性を強めて、確実性のあるものにしていかなければなりません。冒頭にも述べましたが、国は地方創生法に絡めて、県・市町村にこれからの中長期展望に立った地方版の総合戦略の策定を求めています。ある会合で参議院議員の渡辺猛之氏は、地方創生とはその市町村の「らしさ」をつくることだと発言されました。まさにそのとおりであると思います。交通の利便性のよさによる企業活動に支えられた工業力、豊かな自然環境、各地区に根づく伝統や文化、歴史遺産、この垂井らしさにさらに磨きをかけ、高めていくことがこれからの戦略に求められています。

町政運営に当たっては、住民一人一人のかかわり方、気持ちを大切に、まちの現状と将来の姿を町民にしっかりとお示しし、情報を共有する中で、時代に即した施策を協働で取り組んでいかなければなりません。限られた経営資源の中、計画的で効率的な行財政運営を行い、中長期的なビジョンを描きながら、創意工夫をもって着実に町政運営を進めてまいります。

最後に、町民の皆様を初め議員各位のさらなる御支援と御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

なお、議第20号から議第29号までの平成27年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されております議案のうち平成27年度予算の関係から、私のほうから議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。あわせて、お配りしてございます垂井町の予算資料並びに予算資料事業概要でございますが、今回から長辺とじとさせていただきますが、あわせてごらんになっていただきたいと思っております。

まず、議案書の表紙を開いていただきまして1ページでございます。

平成27年度垂井町一般会計予算は、次に定めるところによるということで、まず第1条でございますが、歳入歳出予算についてでございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億5,000万円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分、金額につきましては、第1表に定めるところによるというものでございます。主にこちらのほうを主体に御説明をさせていただきますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

まず歳出でございますが、5ページをごらんになっていただきたいと思っております。あわせて予算資料の4ページもごらんいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費1億717万8,000円の予算といたすものでございまして、主に議会の

運営経費でございますが、定員1名欠員となっておりますことから、議員報酬等、対前年度比933万7,000円の増額となったところでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費でございますが、前年度比8,680万6,000円、11.3%の大幅な増額となっております。8億5,581万3,000円を計上いたしました。特別職の報酬、あるいは総務課、企画、会計職員等の人件費、それから一般事務職員の臨時職員の賃金も、この総務管理費で管理をさせていただいております。そのほか庁舎及び普通財産の維持管理、あるいは電算管理費に要します経費、それからまちづくり、統計調査、防災、交通安全といった実に広い数々の事業に取り組んでおるところでございますが、とりわけ来年度の主なものといたしましては、町長の施政方針にもございましたが、巡回バスの運行でございますが、平成26年度に作成をいたしました公共交通計画に基づきまして、新たな運行ルート、タイヤ等による運行を目指してまいります。バスの購入費等に4,547万8,000円を、それから財産管理費関係では新庁舎基本構想策定経費に1,000万円を計上いたしておるところでございます。また、社会保障・税番号関連では、平成28年1月から個人番号カードの交付の開始されることから、システム対応業務経費に7,600万円を、そしてまた庁舎建設基金におきまして今年度も1億円の積み立てを計上いたしておるところでございます。

次に、項2の徴税費でございますが、1億2,276万5,000円を見込んでおります。こちらにつきましましては、主に町税の税收等に係ります経費でございますが、平成26年度の固定資産評価がえに伴います航空写真撮影のデジタルオルソ作成業務等を終了いたしましたことから、対前年度比721万6,000円の5.6%の減となったところでございます。

次に、項3の戸籍住民基本台帳費でございますが、住民基本台帳、あるいは戸籍等の管理、それから諸証明発行に要する経費でございますが、金額につきまして4,407万8,000円を計上いたしました。対前年度比1,061万3,000円の31.7%の増額となっております。27年10月から個人番号が通知されることから、新たな事務経費等に993万3,000円をお願いいたしましたところでございます。

項4の選挙費でございますが、金額にいたしまして2,647万6,000円を計上いたしております。こちらにつきましましては、4月に県議会議員、町議会議員、町長の選挙が予定されておりました、係ります選挙経費でございますが、皆増となったところでございます。

次に、項5の統計調査費でございますが、対前年度比623万9,000円の増額となっております。970万1,000円を計上いたしました。とりわけ、平成27年度は国勢調査が予定されておりました、そちらに係ります経費等で増額となったところでございます。

次に、項6の監査委員費でございますが、68万6,000円を計上させていただきました。

以上、款2総務費の合計でございますが、対前年度比1億1,478万円の12.1%の増でございます。10億5,951万9,000円となったところでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、款3の民生費でございますが、項1の社会福祉費でございます。こちらの主な支出の内容につきましましては、福祉医療、高齢者福祉対策、それから障がい者福祉に係る経費でござい

ますが、対前年度比530万3,000円の減、16億7,985万7,000円を計上したところでございます。主な減額の要因でございますが、医療費の伸びが落ちついていること等を考慮いたしまして、国民健康保険特別会計への繰出金では対前年度比837万9,000円の減額となったところでございます。また、昨年度、全ての市町村で取り組みました臨時福祉給付金でございますが、今年度も追加的に給付措置が行われるものの、給付金単価におきまして1万円から6,000円に減額されるなど、給付金につきましては対前年度比1,966万5,000円の減額となったところでございます。

次に、項2の児童福祉費でございますが、こちらにつきましては、保育園、こども園の管理、あるいは児童手当、留守家庭児童教室に要する経費でございますが、13億8,143万4,000円の予算を計上いたしました。対前年度比848万1,000円の増額でございます。主な増額の理由でございますが、公共施設の整備方針に基づき優先順位づけをされました表佐、岩手保育園の耐震補強実施計画等の作成に640万2,000円を計上する一方、幼保一元化を引き続き推進すべく、垂井地区こども園設置に向けた準備経費に252万3,000円を予定いたしましたところでございます。

次に、項3の災害救助費でございます。5,000円を計上いたしておりますが、これは前年度と同額でございます。

以上、款3民生費の合計でございますが、対前年度比317万8,000円、0.1%の増、30億6,129万6,000円となった次第でございます。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費でございます。こちらにつきましては、公害対策、それから斎場の管理、保健センター事業に要する経費をお願いいたしておりますが、対前年度比70万4,000円の減額となり、3億9,558万9,000円を計上いたしました。主な要因といたしましては、大垣衛生施設組合、し尿の処理をしている組合でございますが、そちらに対します負担金の減が主な要因でございます。そのほか、少子化対策の一環といたしまして、対象範囲を拡充する形で不妊治療費の助成費を350万円増額して計上いたしましたところでございます。

次に、項2の清掃費でございますが、主に廃棄物の減量、あるいはごみ収集、クリーンセンター及びエコパークの維持管理に要する経費をこちらの科目から執行いたしておりますが、予算額といたしましては3億6,403万9,000円といたしたものでございます。対前年度比で5,097万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、クリーンセンターの延命化のための工事を計画的に進めておるわけでございますが、新たな年度におきまして工事費を5,200万円減をいたしまして6,800万円計上させていただいているのが主な要因でございます。

以上、款4の衛生費の合計でございますが、対前年度比5,168万1,000円、6.4%の減で7億5,962万8,000円となった次第でございます。

次に、款5の労働費でございますが、項1の労働諸費でございます。1,779万円計上をいたしました。対前年度比405万2,000円、18.6%の減額となっておりますが、こちらにつきましては、

今年度、勤労青少年ホーム屋上の防水シートの修繕を行いました関係で、係ります修繕料で減額となったところでございます。

続きまして、款6農林水産業費、議案書の6ページに入りますが、項1の農業費でございます。農業振興に要する経費でございますが、予算額につきましては5億1,057万7,000円、対前年度比2億4,271万6,000円の大幅な増額となったものでございます。こちらにつきましては、現在、栗原地区の圃場整備事業が動き出しておるわけでございますが、事業費の負担割合のうち垂井町分として967万5,000円を計上したほか、同じく栗原地区へ進出が決定いたしております進出企業の環境整備といたしまして、係ります経費9,500万円をあわせて計上したところでございます。また、21年度から進められておりました西濃用水に係ります国営かんがい排水事業が本年度完了を迎えることから、その関係経費負担を効率的に行うため、一括で経費の負担としたことによりまして、国営土地改良事業負担金として1億3,710万3,000円を新たに計上させていただいたところでございます。

項2の林業費でございますが、林業の振興に要する経費でございますが、6,862万9,000円、対前年度比397万2,000円の増額でございます。増額となりました理由につきましては、岐阜県の制度でございます県産材活用促進事業補助金につきまして、新年度において活用の要望がございましたことから、係ります経費500万円を新たに追加させていただいております。

以上、款6農林水産業費の合計でございますが、対前年度比2億4,668万8,000円、74.2%の増、5億7,920万6,000円となった次第でございます。

次に、款7の商工費、項1の商工費でございます。商業、工業、観光等に要する経費でございますが、8,622万5,000円を計上いたしました。対前年度比1,735万1,000円、16.8%の減となったところでございます。減となりました理由につきましては、国の制度終了にあわせて住宅用太陽光発電システム設置補助金制度を中止したほか、本年度実施いたしました大河ドラマサミットや竹中半兵衛公銅像建立事業補助金に係ります経費について、それぞれ減額となったところでございます。しかしながら、産業振興の一層の推進を図るため、観光行政の充実を目指した観光協会補助金の拡充を行うほか、企業誘致の推進といたしまして、離山周辺工場用地に係ります環境整備に工事請負費1,050万円を計上したところでございます。

続きまして、款8土木費、項1の土木管理費でございます。金額といたしまして6,061万6,000円でございます。こちらにつきましては、建設課の管理係、工務係の職員の人件費、それから土木設計積算システムの維持管理費に要する経費等でございます。

次に、項2の道路橋りょう費でございますが、こちらにつきましては、道路橋梁の維持改良に要する経費でございます。3億2,124万円、対前年度比5,128万4,000円の増額となりました。増額となりました主な理由につきましては、橋梁維持費においては、新桜橋歩道橋の詳細設計業務や定期点検業務委託料などで3,460万円の増額となったことによるものでございます。

次に、項3の河川費でございます。河川の維持管理に要する経費でございますが、2,885万4,000円といたしたところでございます。こちらにつきましては、相川避難路整備事業など工事

請負費に2,200万円の予算を計上いたしました。

次に、項4の都市計画費でございます。こちらにつきましては、朝倉運動公園並びに児童公園、駅周辺施設の管理に要する経費でございますが、5億6,459万1,000円、対前年度比3,883万1,000円の減となっておりますが、減額となりました理由につきましては、公共下水道の繰出金で4,200万2,000円の減額となったことに伴うものでございます。また、相川児童公園の改修工事につきましては、引き続き工事請負費に5,100万円を計上いたしましたところでございます。

次に、項5の住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費でございますが、3,281万7,000円、対前年度比270万4,000円の減額となっております。こちらにつきましては、工事請負費で290万円減の1,050万円の計上とさせていただいたことによるものでございます。

以上、款8土木費の合計でございますが、対前年度比1,007万円、1.0%の減で10億811万8,000円となったところでございます。

続きまして、款9の消防費でございます。項1消防費4億4,489万4,000円、対前年度比4,719万1,000円、11.9%の増額となっております。増額となりました理由につきましては、不破消防組合の分担金におきまして、対前年度比4,478万1,000円の増、3億7,145万8,000円を計上いたしておるものでございます。新年度に東消防署車庫の耐震補強工事を実施することから、本町が負担する分担金額が増額となった次第でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費でございますが、9,741万9,000円を計上いたしました。対前年度比1,096万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、教育委員会委員の報酬、主に学校教育課職員等、人件費の経費でございます。カルガリー市の派遣補助金に456万6,000円を計上したほか、標準定数40人学級の学力向上を図るため、小学校教育支援講師を2名増員するために1,262万9,000円をお願いいたしておるところでございます。

続きまして、項2の小学校費でございます。2億5,043万5,000円を計上いたしました。対前年度比7,231万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、宮代小学校屋内運動場非構造部材に係ります耐震工事費に4,051万3,000円、また合原小学校の増築工事に係ります経費に2,100万円計上したことが主な理由でございます。

次に、項3の中学校費でございます。8,241万9,000円とさせていただいております。前年度と比較いたしまして1,206万9,000円の減額となっておりますが、主な理由につきましては、工事請負費の減額でございます。不破中のプールサイドの改修工事等、施設老朽化に伴います必要経費につきましては新年度におきましても適宜予算計上いたしておりますので、よろしく願いをいたします。なお、先ほどの小学校費とあわせまして、新年度より新たに地域との触れ合いや学力向上を目的とした土曜日授業を試行的に年6回程度になりますけれども開催するため、係る経費10万8,000円についても予算計上させていただいております。

続きまして、項4の幼稚園費でございますが、対前年度比307万1,000円の減額、8,122万7,000円を計上させていただきました。主な減額の理由といたしましては、工事請負費の減額によるものでございまして、保育室に係ります空調機設置工事を予算化いたしておりますが、若

干経費においてマイナスになったところでございます。

次に、項5の社会教育費でございますが、対前年度比188万8,000円減額の2億2,351万6,000円でございます。こちらにつきましても公民館や文化会館におきます工事請負費の減額によるものでございますが、文化財保護費において、美濃国府跡の史跡整備計画の策定業務委託料に370万円を計上させていただいておりますほか、重要文化財におきます南宮神社建造物保存事業にも予算措置をいたしておるところでございます。

次に、項6の保健体育費でございますが、1億6,886万2,000円、対前年度比714万5,000円の増額でございます。主な増額の内容につきましては、給食センターの蒸気式の回転釜設置に伴います委託料に1,049万8,000円をお願いいたしておるところでございます。

以上、款10教育費の合計でございますが、対前年度比7,340万円、8.8%の増で9億387万8,000円となったところでございます。

続きまして、7ページに入りますが、款11の災害復旧費でございます。項1の農林水産施設災害復旧費1万1,000円、項2の公共土木施設災害復旧費1万2,000円、項3文教施設災害復旧費1万円、項4その他公共施設災害復旧費1万5,000円、これらはいずれも前年同額でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、款の12公債費でございます。項1公債費、対前年度比1億3,142万円、21.2%の減となっております。これにつきましては、地方債関係、借財の元利償還金でございます。4億9,221万6,000円を計上いたしておるところでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。こちら前年同額の4,000円をお願いいたしております。

次に、款14予備費、項1予備費でございます。3,000万円を計上いたしておりまして、こちらも前年度同額でございますので、よろしくをお願いいたします。

歳出総額、締めまして対前年度比2億8,000万円、3.4%増の85億5,000万円を計上いたしたところでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の2ページにお戻りいただきまして、歳入の説明に入らせていただきます。予算資料につきましては3ページでございます。よろしくをお願いいたします。

款1町税、項1町民税でございます。対前年度比1億2,287万3,000円、7.4%の減、15億4,215万2,000円を計上いたしたところでございます。主な減の要因でございますが、個人町民税で対前年度比1,727万1,000円、1.4%の減、それから法人町民税で1億560万2,000円、26.5%の減でございます。法人町民税につきましては、税制改正等の影響によりまして減額を見込んだところでございます。

次に、項2の固定資産税でございます。対前年度比3,929万7,000円、2.1%の減、18億2,510万2,000円を計上いたしました。固定資産の評価がえに伴いまして減額を見込んだところでございます。

項3軽自動車税でございます。対前年度比236万8,000円、3.9%の増で6,233万8,000円を計上

いたしたところでございます。軽自動車の台数の増加を見込んだものでございます。

続きまして、項4町たばこ税でございます。対前年度比94万8,000円、0.6%減の1億6,030万3,000円を計上いたしております。喫煙率の低下等によります減を見込ませていただきました。

次に、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税でございます。対前年度比100万円、3.2%減の3,000万円を計上いたしております。

それから、項2の自動車重量譲与税、こちらは対前年度比300万円、3.8%減の7,500万円を計上いたしました。

以上、この地方譲与税関係から、地方財政の国が示しますその内容等によりましてこれを計上いたしておるものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、款3の利子割交付金、項1の利子割交付金でございます。対前年度比100万円、11.1%減の800万円を計上いたしております。

次に、款4の配当割交付金、項1配当割交付金、こちらは対前年度比1,900万円、158.3%増の3,100万円を計上いたしました。

続きまして、款5の株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金でございます。対前年度比800万円、400%増の1,000万円を計上したところでございます。

次に、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金でございます。対前年度比8,000万円、25%増の4億円を計上いたしております。

次に、款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金でございます。対前年度比600万円、54.5%増の1,700万円を計上いたしております。

次に、ページを移りまして予算書の3ページでございますが、款8の地方特例交付金、項1地方特例交付金でございます。対前年度比200万円、14.3%増の1,600万円を計上いたしております。

続きまして、款9の地方交付税、項1地方交付税でございます。対前年度比3,000万円、2.5%の増、12億2,000万円を計上いたしております。こちらにつきましては、いわゆる基準財政需要額と基準財政収入額の差により算出されるものでございますが、今回の算定に当たりましては、既に御案内のとおり、町税の減少等によります基準財政収入額への影響により、増額の見込みとなったものでございます。

続きまして、款10の交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金でございます。対前年度同額の400万円をお願いしたところでございます。

続きまして、款11の分担金及び負担金、項2負担金でございます。前年度比576万4,000円、3.3%減の1億7,104万1,000円を計上いたしました。こちらの減の要因といたしましては、民生費負担金、あるいは保育園の保育料の減でございます。

款12の使用料及び手数料、項1使用料でございます。対前年度比35万9,000円、0.3%減、1億1,747万3,000円を計上いたしました。こちらは土木使用料の住宅使用料の減が主な要因となっておりますが、総務使用料におきましては、新たに巡回バス利用料として増額を見込んだと

ころでございます。

次に、項2の手数料でございます。対前年度比264万円、2.6%減で9,844万円を計上いたしました。こちらの減の主な要因といたしましては、衛生手数料の一般廃棄物処理手数料の減でございます。ごみ袋の販売代金の減でございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金でございます。対前年度比77万円、0.1%減の5億3,461万4,000円を計上いたしております。主な減の要因といたしましては、民生費国庫負担金の児童手当国庫負担金の減でございます。これは児童手当の対象児童数の減少が反映されたものでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、項2の国庫補助金でございます。対前年度比94万1,000円、0.4%減の2億2,411万1,000円を計上いたしました。土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、また教育費国庫補助金の小学校体育施設整備国庫補助金等では増額となったところでございますが、一方、民生費国庫補助金の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の補助金におきましては減額となったところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、項3の委託金でございます。対前年度比214万3,000円、35.8%減で384万9,000円を計上いたしました。主な減の要因でございますが、民生費委託金の国民年金事務費交付金が減額となったものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金でございます。対前年度比383万9,000円、1.4%増の2億7,118万7,000円を計上いたしました。主な増額の要因といたしましては、私立保育所の運営費負担金、そして保険基盤安定負担金で増額となったものでございます。

続きまして、項2の県補助金でございます。対前年度比1,406万9,000円、4.8%増額の3億429万3,000円を計上いたしました。主な増額の要因といたしましては、民生費県補助金の福祉医療費助成事業補助金、農林水産業費県補助金の資源向上支払交付金等で増額となったものでございます。

次に、項3の委託金でございます。対前年度比1,132万円、22.7%増の6,111万4,000円を計上いたしました。主な増額の要因でございますが、総務費委託金の国勢調査委託金と県議会議員選挙委託金で増加したところでございます。

次に、4ページに入りますが、款15財産収入、項1財産運用収入でございます。対前年度比17万3,000円、4.4%減の371万5,000円を計上いたしております。これにつきましては基金利子の減額を見込んでおります。

続きまして、項2の財産売払収入でございます。対前年度比298万1,000円、24.9%の減、901万円を計上いたしております。不動産売り払い収入の減を見込んだところでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金でございます。対前年度比13万8,000円増の14万5,000円を計上いたしました。主に、一般寄附金のふるさと納税の増額を見込んだものでございます。

次に、款17繰入金、項1特別会計繰入金でございます。1,000万円を計上いたしております。後期高齢者医療特別会計繰入金を見込んだものでございます。

続きまして、項2の基金繰入金でございます。対前年度比7,000万円、22.6%増の3億8,013万5,000円を計上いたしました。財政調整基金繰入金につきましては5,000万円増の2億円を、減債基金繰入金につきましては1,000万円減の5,000万円の繰り入れとさせていただいております。

次に、款18繰越金、項1繰越金でございます。対前年度同額の2億円を見込ませていただいております。

次に、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料でございます。対前年度比1,430万円の増、1,730万円を見込ませていただいております。こちらの関係につきましては、町税延滞金の増加を見込んだものでございます。

続きまして、項2の町預金利子でございます。1,000円を見込ませていただきました。

項3の貸付金元利収入でございます。前年度同額の25万円を計上いたしております。住宅新築資金等貸付金滞納繰り越し分を見込んだものでございます。

次に、項5の雑入でございます。対前年度比285万5,000円、5.8%の増額で5,242万6,000円を計上いたしました。主な増額の要因といたしましては、目6の雑入の障がい児通所給付金、福祉医療高額療養費返還金の増加が主なものでございます。

続きまして、款20の町債、項1町債でございます。対前年度比2億円、40%増の7億円といたしました。総務債では、地方交付税のほうに100%裏打ちのございます臨時財政対策債で前年度比同額の5億円を、それから農林水産業債では、国営かんがい排水事業に対します土地改良事業債で1億2,000万円を、そのほか土木債では、地方道路整備事業に対しまして8,000万円の起債を見込んだ次第でございます。

以上、歳入合計といたして歳出ともども85億5,000万円、対前年度比2億8,000万円の3.4%の増ということで歳入歳出で均衡を図ったものでございます。

以上が第1表に係ります説明でございましたが、10ページ以降、事項別明細書がずうっとついておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、まことにお手数をおかけいたしますが、議案書の1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2条では、地方自治法第214条の規定によります債務を負担することができる事項、あるいは期間及び限度額を8ページにございます第2表で定めておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、第3条の地方債でございますが、こちらにつきましては、9ページにございます第3表でございます。先ほども歳入のところで御説明をさせていただきましたが、27年度におきましても財源の確保といった観点から、臨時財政対策債、限度額を5億円として借り入れを予定いたしております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ第3表で掲げておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、第4条でございますが、一時借入金についてでございます。借入金の最高額は5億円

と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合といたしまして、各項に計上した給料、あるいは職員手当等及び共済費に係ります予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるということで、これをここで定めておるものでございます。

そのほか、予算書の後ろのほうのページでございますが、給与費明細書ということで137ページから140ページにわたって明細を添付調整させていただいております。あわせまして、債務負担行為に関する調書につきましては141ページに、そしてまた地方債現在高の見込みに関します調書につきましては一番最後の142ページにそれぞれ添付をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきますが、何とぞ十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億5,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は5ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費の2,546万4,000円でございます。従事する職員の人件費や資格及び給付事務等、事業運営に係る経費を計上しております。前年度比較は933万7,000円の減額でございます。これにつきましては、26年度に国民健康保険制度の改正に伴いまして国保電算システムの改変業務を履行したことが要因でございます。

次に、項2の徴税費24万6,000円でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。前年度と比較しまして3万9,000円の増額でございます。

次に、項3の運営協議会費の5万1,000円でございます。国民健康保険の運営につきまして重

要な事項を審議する協議会の開催に係る経費でございます。前年度と同額を計上しております。

続きまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費の18億5,522万3,000円でございます。現物給付の療養給付費と償還払いとされる療養費で、医療費における保険者負担分等でございます。直近の実績を参考に算出しておりますが、前年度比較は1億3,315万円の減額としております。これは過去の実績の例でございますが、毎年、医療費は増加傾向にございました。23年度には1億1,200万円ほど、24年度には5,000万円ほどの増嵩をしておりました。しかしながら、25年度からは横ばいで推移し、落ちついてきた状況にございます。前年度実績並みの予算計上をしております。

次に、項2 の高額療養費2億2,120万1,000円でございます。これにつきましても、前年度比較3,020万円の減額としております。

次に、項3 の移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

次に、項4 の出産育児諸費1,470万8,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。前年度と比較しまして84万円の減額でございます。

次に、項5 の葬祭諸費270万円でございます。葬祭費を支給する費用でございます。前年度と比較しまして5万円の増額でございます。

続きまして、款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等の3億9,203万円でございます。これは後期高齢者医療制度の医療費を医療保険者が拠出する支援金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして1,180万4,000円の増額でございます。

続きまして、款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等の33万円でございます。これは前期高齢者の医療費を賄うための財政調整制度における納付金で、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較して5万2,000円の増額でございます。

続きまして、款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金の2万1,000円でございます。これは老人保健医療の財源としての拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。平成21年度以降は過年度精算に係る費用でございます。

続きまして、款6 介護納付金、項1 介護納付金の1億6,000万円でございます。これは、介護保険の第2号被保険者、40歳から64歳の方の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして1,198万6,000円の増額となっております。

続きまして、款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金の7億3,734万2,000円でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連合会が行います高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する拠出金でございます。高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るために、各市町村国保の拠出金を財源として費用負担を調整するものでございます。27年度からは保険財政共同安定化事業が改正されまして、30万円から80万円未満の対象医療費の

範囲が1円から80万円未満へと拡大されます。これによりまして、前年度と比較いたしまして4億2,875万8,000円と、大幅な増額となっております。

続きまして、款8保健事業費、項1保健事業費の209万9,000円でございます。被保険者の健康増進等の事業で、医療費通知等に係ります経費でございます。前年度と比較しまして11万2,000円の減額でございます。

次に、項2特定健康診査等事業費の1,783万8,000円でございます。これは特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較しまして176万3,000円の増額でございます。

続きまして、款9基金積立金、項1基金積立金の21万5,000円でございます。これは基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款10公債費、項1公債費の12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分を前年度と同額で予算計上させていただきました。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金の170万1,000円でございます。これは国民健康保険税の還付金でございます。前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款12予備費、項1予備費につきましては、収支の均衡を図るために1,654万1,000円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして73万円の減額でございます。

以上、歳出合計が34億5,000万円、前年度比較2億8,000万円、8.8%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の6億9,550万円でございます。前年度と比較しまして2,670万円の減額でございます。これは、被保険者数の減少傾向にあることや、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充に伴い、減少するものと考えているところでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料の22万円でございます。これは国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金の4億8,222万円でございます。これは療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金でございます。前年度と比較しまして3,060万2,000円の減額でございます。

次に、項2国庫補助金の1億3,097万2,000円でございます。これは調整交付金でございます。前年度と比較しまして870万3,000円の減額でございます。

続きまして、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金の1億1,730万3,000円でございます。これは、退職被保険者等の医療費に充てるために、被用者保険の保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度と比較しまして9,207万7,000円の減額でございます。また、この交付金は、平成26年度末で退職者医療制度が廃止され、以降、退職被保険者の新規適用がなくなるといったことから、今後、交付額は減少してい

くことが見込まれます。

続きまして、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金の9億9,800万円でございます。これは、前期高齢者の医療費を賄うために、財政調整制度により医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度と比較しまして4,792万2,000円の増額でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金の1億3,713万3,000円でございます。これは、財政健全化特別対策費補助金と県財政調整交付金でございます。前年度と比較しまして1,011万7,000円の減額でございます。

次に、項2県負担金の1,654万5,000円でございます。これは、高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金でございます。前年度と比較しまして34万5,000円の増額でございます。

続きまして、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の7億1,085万8,000円でございます。前年度と比較しまして4億2,784万8,000円の増額でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連合会が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業により、各市町村国保の拠出金を財源として交付されるものでございます。27年度からの対象医療費の範囲の改正から、歳出と同様、大幅な増額となっております。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入の21万5,000円でございます。これは国民健康保険基金の利子分を予算計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金の1億4,834万7,000円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。法定分としまして、国民健康保険税の軽減分を制度として保険基盤安定繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。また法定外としまして、福祉医療などの福祉施策による医療費の波及増相当額についてのその他一般会計繰入金でございます。前年度と比較しまして837万9,000円の減額でございます。

次に、項2基金繰入金の1,000円でございます。これは科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金の1,017万8,000円でございます。これは前年度の繰越金でございます。前年度と比較しまして1,945万2,000円の減額でございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2の町預金利子、項3の雑入につきましてはごらんのとおりでございますが、雑入は第三者行為の求償額等250万3,000円を予算計上しております。

以上、歳入の合計は34億5,000万円でございます。

次に、1ページをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、予算書の6ページからでございますが歳入歳出予算事項別明細書が、23ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第21号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億500万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は9ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費の669万1,000円でございます。これは従事する職員の人件費が主なものでございます。前年度と比較しまして123万円の減額でございます。

次に、項2徴収費の84万2,000円でございます。これは保険料の徴収に係ります経費を計上しております。前年度と比較しまして6万3,000円の増額でございます。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金の2億8,323万5,000円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費負担金でございます。前年度と比較しまして825万1,000円の増額でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費の1,314万5,000円でございます。前年度と比較しますと220万2,000円の増額でございます。これは後期高齢者の健康診査、すこやか健診に係ります経費でございます。また、27年度からは新たに口腔健診が実施されることによる経費を計上させていただいております。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金の22万円でございます。これは保険料の還付金でございます。前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項2の繰出金の1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費でございますが、収支の均衡を図るために86万6,000円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして28万6,000円の減額でございます。

以上、歳出の合計が3億500万円、前年度比較900万円、3%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料の2億2,020万円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。前年度と比較しまして500万円の増額でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料の5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金の1,336万5,000円でございます。これは岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。すこやか健診等に係

ります保健事業費委託金と、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。前年度と比較しまして220万2,000円の増額でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金の6,168万3,000円でございます。これは一般会計から繰り入れるものでございまして、職員給与費等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分を保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業費に係る町負担分の保健事業費繰入金でございます。前年度と比較しまして649万円の増額でございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金の969万8,000円でございます。これは前年度の繰越金でございます。前年度と比較しまして469万2,000円の減額でございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2預金利子、項3の雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつ科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計は3億500万円でございます。

次に、予算書の4ページからでございますが歳入歳出予算事項別明細書が、11ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第28号 平成27年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） それでは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計及び企業会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第22号 平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算についての説明をさせていただきます。

ピンクの表紙1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,900万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。また、予算資料は6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費1,727万1,000円、前年比404万5,000円の増で、人件費、電気設備等の保安業務や消費税などを計上しております。

款2事業費、項1事業費2,742万8,000円、前年比40万9,000円の減で計上しております。北部と栗原の2つの簡易水道施設の維持管理に要する経費でございます。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、430万円を計上しました。

款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いします。

款1分担金及び負担金、項1負担金516万1,000円、前年比90万円の増でございます。新規の

給水に伴う加入金、分水工事負担金などを見込んで計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は3,929万4,000円、前年とほぼ同額を計上しております。これは、前年実績に基づき算出した水道使用料でございます。

項 2 手数料は 2 万3,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入 2 万円、基金の利子収入を見込んでおります。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金は450万円を計上しました。

次に、款 6 諸収入、項 1 町預金利子及び項 2 の雑入ですが、それぞれ1,000円を計上しております。

なお、11ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成27年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第23号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。

水色の表紙をお願いします。1 ページのほうをよろしくをお願いします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,200万円と定めるものでございます。

では、3 ページの歳出から説明をさせていただきます。また、予算資料は 6 ページでございます。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費 8 億1,335万8,000円、前年比964万3,000円の増でございます。平成27年度の公共下水道整備につきましては、東地区と垂井地区を合わせまして36ヘクタールの面整備を実施する予算でございます。また、前年度の面整備に伴う舗装復旧工事、垂井地区での推進での管渠設計に伴います委託料、府中地区での認可拡大申請に伴う業務、そのほか浄化センターの増設実施設計、維持管理に関する経費などを計上しております。

続きまして、款 3 公債費、項 1 公債費 3 億7,818万4,000円で、前年比1,068万1,000円の増でございます。平成26年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款 4 予備費、項 1 予備費45万8,000円、前年比32万4,000円の減で計上しております。

引き続きまして、2 ページの歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金5,615万3,000円、前年比4,083万4,000円の増でございます。平成26年度に面整備を行いました東、宮代地区での下水道事業受益者負担金を計上しております。

款 2 の使用料及び手数料、項 1 使用料 1 億8,415万3,000円、前年比282万8,000円の増で、3,250世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

次に、項 2 手数料は10万5,000円で、公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は 1 億8,500万円で、前年比1,500万円の減でございます。平成27年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国からの補助金50%分を見込んでおります。

款 4 県支出金、項 1 県補助金は、前年同額の1,000円を計上しております。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 4 億 1,679 万 1,000 円、前年比 4,200 万 2,000 円の減で、一般会計からの繰入金を計上しております。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金 2,000 万円を見込んでおります。

款 8 諸収入、項 1 預金利子につきましては 1,000 円を計上し、項 2 の雑入につきましては 749 万 6,000 円、これは消費税還付金等を見込んでおります。

款 9 町債、項 1 町債 3 億 2,230 万円、前年比 2,960 万円の増で、下水道事業債を見込ませていただきました。これにつきましては、国庫補助金の対象事業分については 90%、町単独事業分につきましては 95% の起債を起すものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 11 億 9,200 万円といたすものです。

それでは、1 ページにお戻りいただきたいと存じます。

第 2 条で、地方債について定めさせていただいております。これにつきましては、4 ページの第 2 表で地方債発行について掲げさせていただいております。起債の目的は公共下水道事業、限度額は 3 億 2,230 万円、起債の方法は証書借入れ及び証券発行、利率は 5% 以内、償還の方法につきましては借入れ先の融資条件によるものでございます。

また、一時借入金ですが、1 ページ、第 3 条に基づき、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項によりまして限度額を 5 億 3,410 万円と定めるものでございます。

また、14 ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成 27 年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第 24 号 平成 27 年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

こちらのほうはオレンジ色の表紙でございます。1 ページをごらんください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,100 万円と定めるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹にあります農業集落排水施設の維持管理に関する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

3 ページでございます。予算資料は 7 ページのほうをよろしく申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は 5 万 1,000 円、前年比 24 万 2,000 円の減でございます。

款 2 管理費、項 1 維持管理費 2,262 万 4,000 円、前年比 13 万 8,000 円の増でございます。2 つの施設の維持管理に要する経費を計上しております。

款 4 公債費、項 1 公債費は 746 万 6,000 円、前年同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款 5 予備費、項 1 予備費は 85 万 9,000 円、前年比 10 万 4,000 円の増で計上いたしました。

次に、歳入を説明させていただきます。

2 ページでございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金は、前年と同額の3,000円でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料で1,149万7,000円、前年比20万7,000円の減で、2つの農業集落排水事業の処理世帯164世帯分の使用料でございます。

項 2 の手数料1,000円は、督促手数料でございます。

款 3 財産収入、項 1 財産運用収入は1万円で、前年と同額でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金は1,795万8,000円で、前年比67万8,000円の増。一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金は150万円、前年比50万円の減で計上させていただきました。

款 6 諸収入、項 1 預金利子は1,000円。

項 2 雑入は3万円で、消費税の還付金を予定しております。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、平成27年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙でよろしく申し上げます。1ページをごらんください。

第2条で、業務の予定量を明記させていただいております。

給水件数8,704戸、年間総配水量は362万7,000立方メートル、1日平均配水量を9,910立方メートルと業務予定量を見込んでおります。主要な建設改良事業としましては、施設改良事業として、下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、老朽化に伴う配水管布設がえ工事などでございます。また、相川左岸地域施設改良事業としましては、相川左岸低区送配水管布設工事、相川左岸低区配水場敷地造成工事などでございます。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額であります。第1款水道事業収益といたしましては3億9,295万9,000円で、前年比322万4,000円の増であります。内訳としましては、第1項営業収益で、水道料金など3億4,157万5,000円、前年比227万5,000円の増。第2項営業外収益は5,138万4,000円で、前年比94万9,000円の増です。消費税還付金や、前年度の会計制度の見直しに伴う長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、支出予定額でございますが、第1款水道事業費用としまして3億8,534万円、前年比989万3,000円の増であります。内訳としましては、第1項の営業費用、人件費を含む維持管理費用が3億4,291万円、前年比1,202万4,000円の増でございます。第2項営業外費用といたしましては、企業債償還利息など3,913万1,000円で、前年比73万8,000円の増でございます。第4項予備費は329万9,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

2ページのほうへよろしく申し上げます。

第1款資本的収入といたしまして2億8,378万2,000円で、前年比1億1,134万7,000円の減でございます。内訳としましては、第1項加入金ですが、新規給水加入金として570万2,000円。第2項工事負担金では、公道分工事負担金として600万円。第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴う布設がえ工事負担金などで6,088万円。第4項企業債は2億1,120万円を計上させていただきます。

次に、支出予定額ですが、第1款資本的支出といたしまして5億16万円、前年比1億6,629万3,000円の減であります。内訳としましては、第1項建設改良費では、相川左岸系施設改良事業といたしまして、相川左岸低区送配水管布設工事、また公共下水道事業に伴います配水管布設工事、既設配水管の布設がえなどで4億4,534万3,000円。第2項企業債償還金で5,481万6,000円。第4項返還金では1,000円を計上しております。

1ページに戻っていただきまして、第4条でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,637万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,637万8,000円で補填するものでございます。

次に2ページですが、第5条で、企業債について定めております。起債の目的は相川左岸地域施設改良事業、限度額は2億1,120万円、起債の方法は証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては借り入れの融資条件によるものとしております。

次に、第6条で、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費を3,188万7,000円と定めるものでございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を1,332万5,000円と定めるものであります。

なお、14ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、損益計算書等を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上、上下水道課が所管いたします特別会計等につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります3つの特別会計の予算につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第25号 平成27年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

緑色の表紙でございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,185万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして135万円の増額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。予算資料は7ページのほうでございます。

初めに歳出から説明をさせていただきますので、まずは3ページをごらん願います。

款1 認定審査費、項1 認定審査費の1,175万2,000円でございますが、前年度と比較いたしまして133万5,000円の増額でございます。こちらは、認定審査委員報酬及び職員の人件費などを計上しております。

次に、款2 予備費、項1 予備費でございますが、9万8,000円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1 分担金及び負担金、項1 負担金の358万2,000円でございますが、当審査会につきましては関ヶ原町と共同で設置し運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして15万円の増額でございます。なお、負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割70%として定めまして、65歳以上の人口比率により関ヶ原分を計上させていただきました。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金の743万9,000円でございますが、これは垂井町の負担分で、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして53万4,000円の増額でございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金の82万8,000円でございますが、これは前年度繰越金でございます。

次に、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円でございます。

以上が歳入でございます。

なお、4ページから事項別明細書を、また8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上が議第25号 平成27年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第26号 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

濃いピンク色の表紙でございます。

まずは1ページでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,300万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして1億4,900万円、7.5%の増額でございます。

第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。予算資料につきましては7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

初めに歳出から説明をさせていただきますので、4ページをごらん願います。

初めに、款1 総務費、項1 総務管理費の3,368万5,000円でございますが、前年度と比較いたしまして900万6,000円の増額でございます。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費でございます。職員の人件費及び事務費、業務委託料などがございます。

次に、項2 徴収費の113万6,000円でございますが、こちらは納付書の印刷や郵送料を計上し

ております。前年度と比較いたしまして5万4,000円の増額でございます。

次に、項3 認定審査費の1,022万1,000円でございますが、こちらは主治医意見書作成等手数料や介護認定調査委託料などを計上しております。前年度と比較いたしまして216万5,000円の増額でございます。

続きまして、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費の18億6,510万円でございますが、こちらは居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係ります給付費を計上しております。前年度と比較いたしまして1億4,210万円の増額でございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費の5,745万円でございますが、こちらは要支援の方に対する介護予防給付費を計上しております。前年度と比較いたしまして955万円の減額でございます。

次に、項3 サービス給付費諸費の190万円でございますが、こちらは国保連合会への審査支払手数料を計上しております。前年度と比較いたしまして10万円の減額でございます。

次に、項4 高額介護サービス等費の2,660万円でございますが、こちらは同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するものでございます。前年度と比較いたしまして70万円の減額でございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費の7,610万円でございますが、こちらは施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担のほかに居住費、食費等が自己負担となるわけでございますが、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費、食費に關しまして負担限度額を超えた分の給付を行うものでございます。前年度と比較いたしまして800万円の増額でございます。

次に、款2 保険給付費、項6 高額医療合算介護サービス等費の600万円でございますが、こちらは介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して、限度額を超えた部分について給付をするものでございます。前年度と比較いたしまして30万円の減額でございます。

続きまして、款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金の1,000円でございますが、こちらは県への拠出金でございます。

続きまして、款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費の489万8,000円でございますが、こちらは65歳以上の人を対象に、介護が必要とならないよう予防を目的とした事業を行う経費でございます。前年度と比較いたしまして30万3,000円の増額でございます。

次に、項2 包括的支援事業・任意事業費の871万3,000円でございますが、こちらは包括的、継続的ケアマネジメント事業の経費を計上しております。前年度と比較いたしまして115万7,000円の減額でございます。

続きまして、款5 基金積立金、項1 基金積立金の2万円でございますが、こちらは介護保険基金利子でございます。

続きまして、款6 予備費、項1 予備費は3,097万5,000円を計上いたしました。

続きまして、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は1,020万1,000円を計上いたしまし

た。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1保険料、項1介護保険料の5億484万3,000円でございますが、こちらは来年度より改めさせていただきます介護保険料の金額から算定をさせていただいたものでございます。前年度と比較いたしまして1億2,400万1,000円の増額でございます。

続きまして、款3使用料及び手数料、項2手数料の3万6,000円は、前年度と同額でございますが、こちらは督促手数料を計上しております。

続きまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金の3億6,153万1,000円でございますが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担するものでございます。前年度と比較いたしまして2,554万円の増額でございます。

次に、項2国庫補助金の6,562万円でございますが、こちらは調整交付金といたしまして、介護給付費総額の3%や地域支援事業に係ります交付金を計上しております。前年度と比較いたしまして1,578万1,000円の減額でございます。

続きまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金の5億7,065万5,000円でございますが、こちらは介護給付費交付金として介護給付費総額の28%と、地域支援事業支援交付金として地域支援事業費の28%分を計上しております。前年度と比較いたしまして2,014万7,000円の増額でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県負担金の2億9,924万4,000円でございますが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。前年度と比較いたしまして1,979万2,000円の増額でございます。

次に、項2財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額でございます。

次に、項3県補助金の231万3,000円でございますが、こちらは地域支援事業費の県交付金といたしまして、介護予防で12.5%、包括的支援・任意事業で19.5%分を計上しております。前年度と比較いたしまして21万3,000円の減額でございます。

次に、項4委託金の1,000円は、前年度と同額でございます。

続きまして、款7財産収入、項1財産運用収入の1万9,000円でございますが、こちらは基金の利子を計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1一般会計繰入金の2億9,853万5,000円でございますが、こちらは介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%分の町負担分と、そのほか事務費等繰入金などを計上しております。前年度と比較いたしまして3,455万2,000円の増額でございます。

次に、項2基金繰入金は1,000円を計上させていただきました。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、前年度繰越金は2,463万3,000円を計上しております。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の2,000円と、項2の預金利子1,000

円をそれぞれ計上いたしております。

次に、項3雑入の556万4,000円でございますが、こちらは介護予防サービス計画の作成費を計上しております。前年度と比較いたしまして95万6,000円の減額でございます。

続きまして、款12町債、項1財政安定化基金貸付金に1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、6ページから事項別明細書を、また22ページ以降に給与明細書をつけておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

以上が議第26号 平成27年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

次に、議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては肌色の表紙のものでございます。

まずは1ページでございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。前年度と同額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。予算資料は9ページでございます。

初めに、歳出でございますが、3ページをごらん願います。

款1認定審査費、項1認定審査費の107万円でございますが、こちらは認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。前年度と同額でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金の31万6,000円でございますが、当審査会につきましては関ヶ原町と共同で設置し運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして5万1,000円の増額でございます。負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、支出見込み額に対しまして障害者手帳所持者の割合で関ヶ原町分を計上しております。

続きまして、款3の繰入金、項1他会計繰入金の62万4,000円でございますが、こちらは垂井町の負担分でございますが、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして10万円の増額でございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金の13万円でございますが、こちらは前年度の繰越金でございます。

以上が議第27号 平成27年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課所管に係ります3つの特別会計の平成27年度予算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 富田栄次君。

[6番 富田栄次君登壇]

○6番(富田栄次君) 先ほど町長からも概要説明がありました。その概要説明について、また財政全般にわたっての質問をさせていただきます。

まず第1点目は、今、国におきまして地方創生について非常に力を入れているということなのですが、新年度の予算書を見る限りにおいて、そういった地方創生についての予算的なことも含めて明確なものがちょっと私は見受けられなかったものですから、現状この創生事業についてどのような取り組みをされておられるのか、どのような経緯が今後あるのかをお尋ねいたします。

それと第2点目、庁舎の建設について、先日、2月26日の検討委員会での一応その公表というものが新聞紙上でありました。その庁舎建設について、検討委員会では進められておりますし、まだ決まったわけではないと思いますが、建てかえということはかなり大きな見出しで出ております。建てかえとなるとかなりの大きな予算になると思うんですが、内部においては既に建てかえの場合27億円というような試算も出ておりますけれども、そうなりますと、単年度でこれを行っていくことが非常に難しいことは当然のこと、複数年度にわたると思います。

簡単にお尋ねいたします。総額予算をどのように、といいますのは、場所選定が既に町民の間ではどんどんどんどん話が先に進んでおって、どこにするか、ここにするかというようなことがあります。総額予算によってかなり違ってくると思いますので、総額予算をどのように見込まれておられるのか。またそれと、複数年度にわたるとすれば、どのような年度にわたってやっていかれるつもりなのか。

以上2点、大きくお尋ねいたします。

○議長(栗田利朗君) 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 富田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず地方創生の関連でございますが、先ほど施政方針でも申しましたように、国のほうは、26年度の補正予算、それから27年度に戦略をつくって28年度から動き始めるというような予想でございますけれども、26年度の補正におきましては、先ほども申しましたが、生活者の支援等関連経費、あるいは地方の活性化関連経費というような形で、もうちょっと平たく言いますと、消費生活支援活性化、それから地方創生先行型という2つの形で補正予算の額の内示がおりつつあります。まだ確定はしておりません。これについて今一生懸命つくっておるところでございますが、国のほうが、石破大臣に言わせると頑張ったところにはどんどん出すという話でございますが、こちらがいろいろ出しましても、それについてこれはだめだ、あれはだめだというようなことを今繰り返し行っております。そういった形の中で、最終的に何とかこれを補正予算で、財源を伴って繰り越しでやっていく必要が出てまいりますので、最終日に追加上

程をしてこの補正の部分については対応していきたいと思えます。この中には当然に来年度で行います総合戦略の策定の業務等も含まれておりますし、活性化の部分のお金も含まれて、2本のものについて追加上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから庁舎の問題でございますが、先日、2回目の庁舎のあり方検討委員会が行われまして、次の日に新聞紙上で建てかえの方向ということが出ましたけれども、あくまで検討委員会での方向でありまして、町としての方向を示したものではありません。検討委員会の中で、庁舎の耐震化、あるいは建てかえ、建てかえであるのならここで建てるか出ていくかというような形の選択があるわけでありまして、そのうちの耐震化についてのみ削除していくと。建てかえの方向で検討していくということでございますので、今後、ここで建てかえるのか、あるいは出ていく、どこへ出ていくのかというようなことの論議はこれから深まっていく段階でございますので、予算等につきましてもまだ、ここで建てかえる場合と出ていく場合では全く予算が違ってまいりますので、そういったことはこれからまた論議されていくところかというふうに思えます。

また、検討委員会の意見等をもらいまして、最終的に町がこれを判断し構想等をつくっていくわけでございますので、まだその段階に至っていないという状況でございます。ただ、確実に論議は進んでおりますので、こういった情報はまた逐一皆様にも御報告をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第20号 平成27年度垂井町一般会計予算から議第29号 平成27年度垂井町水道事業会計予算は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員11名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員11名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に丹羽豊次君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

-
- 日程第3 議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定について
議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正について
議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正について
議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について
議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について
議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議第15号 垂井町下水道条例の一部改正について

議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

議第17号 町道路線の認定について

議第18号 町道路線の廃止について

議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

○議長（栗田利朗君） 日程第3、議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定についてから議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第1号から議第19号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定につきましては、現行の巡回バス事業を見直し、町民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、巡回バスの運行及び管理について条例を制定するものであります。

議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、幼稚園、保育所等の利用者負担額を定めるため、条例を制定するものであります。

議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例について条例を制定するものであります。

議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する3条例について所要の改正を行い、1条例を廃止するため、条例を制定するものであります。

議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、英語指導助手の報酬について改正を行うものであります。

議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成26年8月7日付の人事院勧告に伴う国の対応に準じ、給与制度の総合的見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正につきましては、事務手続の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づく介護保険料について平成27年度から平成29年度までの間の保険料率を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

さらに、議第11号から議第13号までにつきましても、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行による基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井町営垂井駅北駐車場において定期利用を導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第15号 垂井町下水道条例の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第17号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに7路線を認定するものであります。

議第18号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、1路線を廃止するものであります。

議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成27年度において公共下水道事業収入が見込めないため、垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れをしようとするものであります。

細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、企画調整課所管の議第1号 垂井町巡回バス運行条例の制定について補足説明をさせていただきます。

この条例の制定に当たり、経緯について少し触れさせていただきます。

垂井町が日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保するため、地域のニーズを踏まえた最適

な公共交通手段を確保し、一体的かつ効率的な公共交通体系を構築することを目的といたしまして、交通実態調査、住民及び利用者ニーズ調査を実施し、将来の公共交通のあり方についての基本的な指針や目標を定める垂井町地域公共交通計画を作成するとともに、運行ルート、停留所、ダイヤなど、新たなコミュニティー運行計画の見直しを行うものでございます。

また、有料化に伴い、新たな運行計画を作成する中で、道路運送法などの定めによりまして国土交通省岐阜運輸支局の登録を行い、平成27年10月より運行を開始する予定としております。また、地方自治法第288条に基づきまして、バスの有料化に伴います運賃につきましては使用料となるため、条例にて運賃の体系及びその他運行に関する定めが必要となってくるので、今回、条例の整備を行うものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

垂井町巡回バス運行条例でございます。

第1条、目的につきましては、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、公共の福祉の増進に資するため、道路運送法第78条第2号及び第79条の規定に基づき、垂井町巡回バスを設置しまして、その運行及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、道路運送法第78条の第2号につきましては、一般的には有料運行は道路運送法第4条に定めるとおりの事業者——俗に言う緑ナンバーでございます——が国土交通省の認可を受けて運行する以外は認めないということでございますが、例外といたしまして、自家用自動車——白ナンバーと呼んでおりますが——を使用して運行できる旨の定めをしているものでございます。また、道路運送法第79条につきましては、自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣に対して運送区域だとか実施主体などの内容についての登録を受けなければならないという定めでございます。

第2条でございますけれども、運行内容につきましては、巡回バスの路線は、法第79条の規定によりまして登録を受けた路線とするというところでございます。

第3条につきましては、運休日等についてでございます。巡回バスの運休日につきましては、日曜日、土曜日、また国民の祝日に関する法律に定める休日、また12月29日から翌年の1月3日まで、その他町長がやむを得ない事情と認めた場合、休止または中止をすることができる旨の規定でございます。

第4条では、利用の制限等について。

また、第5条につきましては、使用料につきまして、それぞれ別表に定める使用料を徴収するというところでございます。

第6条につきましては、運賃の免除について。

第7条につきましては、運行業務の委託についてでございます。

第8条、委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということでございます。

附則、この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日か

ら施行するということをございます。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管の議第2号、8号、9号、10号、11号、12号、そして13号の7件につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、子ども・子育て支援に関連します議第2号と議第8号の説明をさせていただきます。

まずは、議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてでございます。

こちらは、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴いまして、教育・保育に関する利用者の負担などにつきまして条例で定める必要が生じたので、条例の制定をお願いするものでございます。

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設であります公立・私立の幼稚園や保育園などの利用者負担額、つまり保育料ですけれども、世帯の所得状況を勘案して市町村が定めることとなりました。そこで今回、公立・私立の幼稚園及び保育園などの利用者負担額に関する規定を一括して条例で定めるもので、あわせて減免、日割り計算、納期限などについても定めるものでございます。

それでは本文に入らせていただきますが、まずもって、本条例は本則7条、附則2条で構成されております。

初めに、第1条では本条例の趣旨について定めるもので、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条では定義について定めるもので、用語の意義は法の定めるところとしております。

次に、第3条は利用者負担額を定めるもので、同条第1項では、新制度に基づく認定施設を利用した際の利用者負担額、つまり保育料についてですが、支給認定保護者の属する世帯、つまり第1号認定、第2号認定、第3号認定の乳幼児の保護者につきまして、それぞれ世帯の所得に応じた利用者負担額を、国が定める額を上限といたしまして、具体的な金額は規則で定めることとするものでございます。

同条第2項では、新制度に基づく私立の認定保育園における利用者負担額について、前項同様に規則で定めることとするものでございます。

次に、第4条では利用者負担額の減免等について定め、第5条では利用者負担額の日割り計算について定めるもので、月の途中において入・退園などをした場合における負担についてを定めております。

次に、第6条では利用者負担額の納期限についてを定め、第7条では委任について定めるもので、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行させていただきます。

第2条は経過措置でございますが、こちらは、新制度に基づく私立の認定幼稚園の保育料につきまして、当分の間、規則で定めることとするものでございます。

以上が議第2号 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてでございます。

続きまして、議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正についてでございます。

こちらは、子ども・子育て支援法の施行及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法の一部が改正されましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

今回の改正は、児童福祉法の改正によりまして、保育の実施基準の条例制定及び保育料徴収の根拠が廃止されましたことに伴いまして、垂井町保育の実施に関する条例を全部改正し、条例の題名を「垂井町保育所の設置及び管理に関する条例」と改め、保育所の設置、入所児童、保育の停止または退所、そして保育料などを定めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

初めに、第1条ですが、設置について定めるもので、保育を必要とする児童を保育するため、保育所を設置することとしております。

次に、第2条の名称及び位置と第3条の定員につきましては、現行のままでございます。

次に、第4条では入所児童について定めるもので、保育所に入所できる児童は、法に基づく保育を必要とする児童または措置に係る児童と明確にするものでございます。

次に、第5条では私的契約児について定めるもので、定員に達しない場合には、入所児童以外の児童を入所させることができることとしております。

次に、第6条は保育の停止または退所について定めるもので、入所児童の不利益に関する事項を明確にするものでございます。

次に、第7条は保育料について定めるもので、児童福祉法の改正に伴いまして保育料の徴収根拠を条例で定める必要が生じてまいりましたので、今回、公の施設として入所児童の保育料の徴収根拠をここで定めるものでございます。

次に、第8条は利用料について定めるもので、公の施設として私的契約児の利用料の徴収根拠を定めるものでございます。

次に、第9条では委任について定めるもので、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行させていただきます。

第2条は経過措置で、第7条と第8条の規定については平成27年4月分からの保育料を適用

し、同年3月分については従前の例によることとさせていただきます。

以上が議第8号 垂井町保育の実施に関する条例の全部改正についてでございます。

続きまして、議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、居宅において寝たきりなどの状態にある老人の介護者に対し、慰労金を支給して介護の労をねぎらうものでございます。

今回、慰労金の受給資格審査事務におきまして適正並びに円滑に進めるため、慰労金に係る支給月の改正とあわせまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法でございますが、当法律の施行に伴いまして介護保険法の一部が改正され、引用する法律の条項にずれが生じたので、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。お配りしてございます新旧対照表は21ページでございます。

初めに、第4条第3項中「9月及び3月」を「10月及び4月」に、そして「当月」を「前月」にそれぞれ改めるものでございます。こちらは、現行の審査資格基準月が9月及び3月で同月に支払う規定でございますが、運用上、実際には困難をきわめている状況でございますので、今回、審査資格基準月は現行のままといたしまして、支給を翌月に改めるものでございます。

続きまして、同条第4項第2号中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改めるものでございますが、こちらは介護保険法の条項が改正されたことに伴いまして条項ずれが生じたので、今回改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第4条第3項の規定は平成27年4月1日から、第4条第4項の規定は、医療介護総合確保推進法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

以上が議第9号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、第1号被保険者に係ります介護保険料についてと、介護保険法の一部が改正されたことに伴います所要の改正をお願いするものでございます。

初めに、介護保険料についてでございますが、現在進めております第6期垂井町介護保険事業計画の策定に伴いまして、同法第129条に基づきまして介護保険料を改定させていただくものでございます。

この介護保険事業計画は、町が行います介護保険事業につきまして、保険給付の円滑な実施に関する計画を3年ごとに定めることとなっており、また3年を通じて財政の均衡を保つこと

ができるものでなければならないと示されています。過去3年間の実績とか、要支援・要介護者の人数や、実施する事業やサービスの量、そして施設の基盤整備などを踏まえ、平成27年度より向こう3カ年間、平成29年度までの保険給付費を推計いたしまして、今回、基準月額5,200円の保険料を算出しましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

また、現行の実質11段階の所得区分を見直しまして、新たな高額所得段階を追加しまして12段階にしますとともに、低所得段階の減額賦課を定めるものでございます。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法の施行に伴いまして介護保険法の一部が改正されたわけですが、介護予防・日常生活支援総合事業など地域支援事業の施行日につきまして、当該事業への移行を円滑に実施するための猶予期間を設けることができることとなりましたので、当該事業の施行日につきまして経過措置を設けるものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきますので、21ページからをござらん願います。

改正後の条例文を基本に説明させていただきます。

初めに、第2条ですが、こちらは保険料率について定めるものでございますが、同条第1項で、対象の期間を平成27年度から29年度までに改めるものでございます。次に、同条第1項第1号は所得区分の第1段階で、世帯全員が町民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方に対しての保険料の年税額で、基準額に負担率0.5を乗じた額3万1,200円に改めるものでございます。次に、同条第1項第2号は所得区分の第2段階で、世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、基準額に負担率0.65を乗じた額4万560円に改めるものでございます。次に、同条第1項第3号は所得区分の第3段階で、世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方で、基準額に負担率0.75を乗じた額4万6,800円に改めるものでございます。次に、同条第1項第4号は所得区分の第4段階で、本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、負担率0.9を乗じた額5万6,160円に改めるものでございます。次に、同条第1項第5号は所得区分の第5段階で、本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方で、負担率1.0の6万2,400円、すなわちこの第5段階を基準とするものでございます。次に、同条第1項第6号は所得区分の第6段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方で、負担率1.2を乗じた額7万4,880円に改めるものでございます。次に、同条第1項第7号は所得区分の第7段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方で、負担率1.3を乗じた額8万1,120円に改めるものでございます。次に、同条第1項第8号は所得区分の第8段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方で、負担率1.5を乗じた額で9万3,600円に改めるものでございます。次に、同条第1項第9号は所得区分の第9段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方で、負

担率1.55を乗じた額9万6,720円に改めるものでございます。次に、同条第1項第10号は所得区分の第10段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方で、負担率1.6を乗じた額9万9,840円に改めるものでございます。次に、同条第1項第11号は所得区分の第11段階で、本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方で、負担率1.7を乗じた額10万6,080円に改めるものでございます。次に、同条第1項第12号は所得区分の第12段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が750万円以上で、負担率1.75を乗じた額10万9,200円に改めるものでございます。また、同条第1項第6号から第12号のイにつきましては、要保護につきまして当該区分による額が適用された場合に、保護を必要としない状態となる方についてを定めるものでございます。

同条第2項は、所得の少ない第1号被保険者のうち、第1段階に該当する方につきまして、平成27年度と平成28年度に係る保険料を2万8,080円に軽減することと定めるものでございます。

以上が介護保険料の改正に係る内容でございます。

続きまして、第4条第3項でございますが、引用する法令の条項ずれなどについて改めるものでございます。

続きまして、附則、制定附則でございますが、第7条では、医療介護総合確保推進法附則第14条に規定します介護予防・日常生活支援総合事業などの市町村が取り組む事業である地域支援事業の施行につきまして、平成27年4月1日から実施するための体制を整備することが困難でありますので、当町におきましては、当該事業への移行を円滑に実施するために、平成29年3月31日までを猶予期間としまして、町長が定める日の翌日から行うこととする経過措置を規定するものでございます。同条第1項から第4項までの各地域支援事業等につきまして、それぞれ同様の経過措置を定めるものでございます。

改正条例文に戻りまして、改正附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2条は経過措置でございますが、改正後の垂井町介護保険条例第2条の規定は平成27年度以後の年度分の保険料に適用し、平成26年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によることとさせていただくものでございます。

以上が議第10号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございます。

続きまして、介護サービスなどに関連します議第11号、12号、13号の3件につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらの3件の条例につきましては、介護サービスと事業所などの基準を定めたものでございますが、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法でございますが、その中で介護保険法の一部が改正され、従来、国が定めておりました基準に基づき、市町村の条例で定めてきたものでございます。今回、介護保険施行規則等の一部を改正する省令が公布され、国が定めておりました基準の一部が改正されたことに伴いまして、当該条例についても改正の

必要が生じたので、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、条例の中には、現在、垂井町でサービスが実施されていない事業もございしますが、同様に整備する必要がありますので、今回、全ての事業について改正をお願いするものでございます。また、3本の条例中、改正箇所が非常に多くなっておりませんが、そのうちサービス事業の名称の改正と、引用する法令や、当該条例の条項ずれや、文言の整備などに係る部分の説明は省かせていただき、主要な改正部分の内容を中心に説明をさせていただきます。

それでは初めに、議第11号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

こちらは、要介護認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所などの基準について定めたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まずは26ページをごらん願います。

目次の第9章で、サービスの名称について「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるもので、こちらは条例中この名称の改正を全て行っておりますので、これ以降は説明を省かせていただきます。

次に、27ページの第6条でございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数を定めているものでございますが、同条第5項で、夜間のオペレーターとして見立てることができる施設、事業所の範囲について、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するものでございます。

次に、29ページの第23条第2項でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がみずから自己評価を行い、第三者が出席する介護医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みと改めるものでございます。

次に、30ページの第32条第2項でございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のうち訪問看護サービスの一部を、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当訪問看護事業所に行わせることができるように改めるものでございます。

次に、31ページの第63条第4項でございますが、認知症対応型通所介護事業所の整備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めることと改めて、事故報告の仕組みを新しく設けるものでございます。

次に、32ページの第65条第1項でございますが、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、ワンユニット3人以下に改めるものでございます。

次に、34ページの第82条第6項でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

次に、37ページの第83条でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、当該事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができるように改めるものでございます。

次に、38ページの第85条第1項でございますが、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下と改めるものでございます。

あわせまして同条第2項第1号では、登録定員が26人以上29人以下の小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることができるように改めるものでございます。

次に、39ページの第91条第2項でございますが、指定小規模多機能型居宅介護事業所がみずから自己評価を行い、第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みに改めるものでございます。

次に、41ページの第113条でございますが、指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準を定めたもので、今回、同条第1項では、ユニット数の標準について、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

次に、45ページの第151条第4項と、48ページの第152条第1項第6号と、49ページの第180条第1項第3号についてですけれども、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所について定めたもので、今回、サテライト型・地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

次に、54ページの194条でございますが、看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員を定めたもので、今回、同条第1項では、複合型サービスの登録定員を29人以下に改めるものでございます。

あわせまして同条第2項第1号は、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることができるように改めるものでございます。

次に、56ページの第196条でございますが、指定看護小規模多機能型居宅介護の基本的取り扱い方針を定めたもので、今回、同条第2項では、事業所が自己評価を行い、これを第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みに改めるものでございます。

以上が主な改正のポイントでございます。

改正条例文に戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行させていただきます。

以上が議第11号についてでございます。

続きまして、議第12号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

こちらは、要支援認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所の基準

について定めたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まずは63ページをごらん願います。

第7条第4項でございますが、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めることとし、事故報告の仕組みを新しく設けるものでございます。

次に、65ページの第9条第1項は、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、ワンユニット3人以下に改めるものでございます。

次に、66ページの第44条第6項でございますけれども、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

次に、69ページの第45条でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、当該事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができるように改めるものでございます。

次に、70ページの第47条第1項でございますが、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下に改めるものでございます。

あわせまして同条第2項第1号は、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることができるよう改めるものでございます。

次に、72ページの第66条でございますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本的取り扱い方針を定めるもので、今回、第2項では、事業所がみずから自己評価を行い、これを第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みに改めるものでございます。

次に73ページ、第74条でございますが、認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準を定めたもので、今回、同条第1項では、ユニット数の標準について、3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

以上が主な改正の内容でございます。

改正条例文に戻りまして、附則といたしまして、この条例は27年4月1日から施行させていただきます。

以上が議第12号についてでございます。

続きまして、議第13号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

こちらは指定介護予防支援事業所、つまり要支援の認定を受けている方に対して介護予防ケ

アマネジメントを行う事業所の基準について定めたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まずは75ページをごらん願います。

第31条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針として、介護予防サービス計画の作成に関する業務についてや支援の提供について、また介護サービス計画の作成についてなどを定めるもので、今回、同条第12項は、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から介護予防訪問個別サービス計画の提出を求めることを新しく追加するものでございます。

次に、77ページですけれども、あわせまして同条第28項でございますが、今回の制度改正で介護保険に位置づけられました地域ケア会議におきまして、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることを新しく設けるものでございます。

以上が主な改正の内容でございます。

改正条例に戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行させていただきます。

以上が議第13号についてでございます。

以上、健康福祉課所管に係ります7件につきまして補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

[学校教育課長 桐山浩治君登壇]

○学校教育課長（桐山浩治君） 私のほうからは、学校教育課の所管に係ります議第3号、議第4号、議第6号、議第16号の4件について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第3号 垂井町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定につきましては、議第4号、議第6号にも関係していることでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。この法律の一部改正において、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すること、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行うことに改正がされました。この新しい教育委員会制度による新教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件及び職務に専念する義務の免除について規定するものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

第1条、趣旨でございますが、ただいま申し上げましたように、新教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5

項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、勤務時間、休暇等でございますが、教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件につきましては、一般職の例によるものでございます。

第3条は、職務に専念する義務の免除であります。次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるということで、第1号は、研修を受ける場合、第2号は、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号は、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合でございます。

第4条は、規則への委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合といたしますのは、改正前の法律により現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするという規定でございますが、現在の教育長が在職する間は、この条例の規定は適用しないというものでございます。

続きまして、議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定につきましては、先ほども申し上げましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の整備等を行うものでございます。

それでは、条文の内容について御説明をいたします。あわせて新旧対照表の1ページをごらん願います。

第1条につきましては、垂井町職員定数条例の一部改正についてでございますが、第1条中「(教育長を除く。)」を削るものでございます。現在、教育長は一般職という身分でございますが、新教育長は特別職ということから改正を行うものでございます。

第2条は、垂井町職員定数条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、先ほども申し上げましたとおり、改正法の附則第2条第1項の場合といたしますのは、現在の教育長が在職する間でございますが、前条の改正後の規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する旨を定めるものでございます。

第3条につきましては、垂井町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、第1条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、別表中「副町長」の次に「及び教育長」を加えるものでございます。教育長が特別職となることにより、町長、副町長と同じ区分とするものでございます。そのほかは文言の整備であります。

第4条は、垂井町職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、法改

正附則第2条第1項の場合におきましては、前条の改正規定は適用しない旨を定めるものでございます。

第5条につきましては、垂井町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。第2条中「議会の議員報酬」を「、議会の議員報酬」に、「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。これは教育長が特別職となることにより、給料の改定等を行う場合には、町長、副町長と同様に審議会の意見を聞くこととするものでございます。第4条第3項の改正は、文言の整備を行うものでございます。第5条第1項に、ただし書きとして「ただし、委員任命後最初の審議会は、町長が招集する。」を加えるとともに、新たに第3項として「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」を加えるものでございます。これらは、いずれも条文の整備を行うものでございます。

第6条は、垂井町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、改正法附則第2条第1項の場合におきましては、前条の改正規定のうち、第2条の規定（教育長に関する部分に限る。）は適用しない旨を定めるものでございます。

第7条につきましては、垂井町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止についてでございますが、新教育長の給与その他の勤務条件に関しましては別に条例で規定するため、この条例を廃止するものでございます。

第8条は、垂井町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置でございますが、改正法附則第2条第1項の場合におきましては、前条の規定による廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する旨を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第6号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表の11ページをあわせてごらん願います。

別表第7号を、教育委員会委員、年額21万3,000円に改めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員長と教育長が一本化されることにより、教育委員長がなくなるため、所要の改正を行うものでございます。

別表第39号カ中「30万円」を「33万円」に改め、同号カただし書き中「これに」を「、これに」に改めるものでございます。ここでは英語指導助手の月額報酬を定めておりますが、カナダ・カルガリー市のカトリック教育委員会の要請とか経済情勢等を考慮する中で、3万円の引き上げをお願いするものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例中、別表第7号の改正規定は平成27年4月1日から、別表第39号の改正規定は平成27年8月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合におきましては、この条例による改正後の別表第7号の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第7号の規定は、その効力を有する旨を規定するも

のでございます。

続きまして、議第16号 垂井町立幼稚園条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法において、特定教育施設、つまり公立・私立の幼稚園の利用者負担額、保育料でございますが、新たに世帯の所得状況を勘案して定めることとされ、この保育料に関する規定は垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に統合されるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表の79ページをごらん願います。

第4条を次のように改めるということで、第4条、保育料、「町長は、園児の保護者から、垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額を保育料として徴収する。」に改めるものでございます。

第5条から第7条までを削り、「第8条」を「第5条」とし、「第9条」を「第6条」とする。ここでは、第5条から第7条までの保育料に関する規定につきましては垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に規定するため削除し、以下条項を繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項では経過措置を定めておりますが、この条例による改正後の第4条第2項の規定は平成27年4月分の保育料から適用し、平成26年度以前の保育料につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 総務課の所管に係ります議第5号と議第7号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第5号 垂井町行政手続条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに配付いたしております改正条例の新旧対照表3ページになりますけれども、ごらんになっていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、地方公共団体が行います行政指導と条例規則が根拠となる処分につきまして、同様に垂井町行政手続条例の所要の改正をお願いするものでございます。

主な内容につきましては、法律に規定されました要件に適合しない行政指導を受けた場合に、その行政指導の中止等を求め、または法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める、いわゆる申し出制度を創設いたすものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町行政手続条例の一部を次のように改正する。

まず目次でございますが、第4章の括弧書き中「第35条」を「第36条」に、第5章を「処分等の求め（第37条）」に、第6章「届出（第38条）」を追加するものでございます。

第2条第1項第5号中、表記を常用漢字に改めるものでございます。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号から、議案書の2ページに移りますが、第28条までは文言の整備を行うものでございます。

第33条第3項を同条第4項に繰り下げ、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項に繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加えるものでございます。いわゆる第33条の行政指導の方式に規定におきまして、処分根拠等を明示する規定を第2項として追加いたすものでございます。

次に、第36条の見出しを削りまして同条を第38条に、第5章を第6章に、第4章中「第35条」を「第36条」といたし、同条の次に次の1章を加えるものでございます。第5章、処分等の求め、第37条関係でございますが、ここでは冒頭申しました行政指導をする権限を有する町の機関に対しまして、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができる旨の規定を新たに設けさせていただくものでございます。

次に、議案書の3ページに移りますが、34条の次に次の1条を加える。第35条、行政指導の中止等の求めでございます。これも冒頭申しました、今回新たに行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる規定が設けられたところでございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を、第2項におきましては、垂井町税賦課徴収条例の一部改正でございますが、垂井町行政手続条例の一部改正に伴いまして、引用条項のずれを改めさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、補足の説明とさせていただきます。

続きまして、議第7号の補足説明に入りますが、その前におわびを申し上げます。

事前に配付いたしました議第7号に係ります新旧対照表中、別表1の向かって右側の表でございますが、古い旧のほうの表が一昨年12月に議決賜りました表と置きかわってございまして、本日お手元に改めて配付をさせていただきましたので、それをもって御説明を申し上げたいと存じます。まことに申しわけございません。ここにおわびをいたす次第でございます。

それでは、議第7号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに本日お手元に配付いたしました新旧対照表もあわせてごらんになっていただきたいと思います。

まず初めに、改正の理由について申し上げますが、昨年8月7日に人事院勧告に伴いまして、昨年12月では官民格差に基づく改定を行い、加えて給与制度の総合的見直しについても勧告されているところでございます。今回の見直しによる改定につきましては昨年12月の改定を

行った上で行われることから、民間賃金の低い地域におきます官民格差の実情をより適切に反映させるよう、平均で2%、最大で4%程度給料表を引き下げ、また公務組織の特性を踏まえた上で諸手当の見直しなどについて改正をお願いいたすものでございます。

それでは条文に入りますが、議案書と新旧対照表の1ページになりますが、ごらんになっていただきたいと思えます。

垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の4につきましては、単身赴任手当の規定でございますが、第2項中でございます。単身赴任した場合に、その手当を国に準じて月額「2万3,000円」から「3万円」に改めるもの、また一定の距離以上につきましては「4万5,000円」から「7万円」に改めるものでございます。

次に、第18条の2は、管理職員特別勤務手当でございます。課長などの管理職員が休日、祝日などの週休日等に、例えばでございますが、台風等の接近によりまして非常招集を行い、災害対策本部を設置した場合など、いわゆる時間外勤務をした場合に、これまでも特別勤務手当を支給しておるところでございます。同条の第2項で、週休日等以外の平日の深夜0時から午前5時までの間であって、同様に勤務時間以外の時間に勤務した場合に新たに支給できるよう改正をいたすものでございます。

次に、第3項につきましては手当の額についてでございますが、週休日等につきましては勤務1回につきまして1万2,000円を超えない範囲内で、週休日等以外は勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で支給できるよう追加をいたすものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして2ページに移りますが、附則の第22項中、これにつきましては、平成22年度の勧告以降、55歳以上で6級以上の職員は給料、期末・勤勉手当などを1.5%減額されておるわけでございますが、条例上「当分の間」と規定していたところを「平成30年3月31日までの間」に改めさせていただくものでございます。

次に、別表第1、第3条関係でございますが、行政職給料表を議案書の2ページから5ページのように改正をいたすものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日の規定でございます。

第2項は、切りかえ日前の異動者の号給の調整でございますが、給料表の切りかえ前に職務の級を異にした職員が、切りかえ日後に異動した場合と比べて不均衡が生じた場合における調整についての規定でございます。

議案書の6ページに入らせていただきますが、第3項につきましては、給料の切りかえに伴います経過措置でございます。切りかえ日後の給料月額が切りかえ前の給料月額に達しない場合に、平成30年3月31日までの間はその差額を支給いたす規定でございます。

第4項につきましては、休職等していた職員が前項の差額調整を受けることとなった職員と不均衡が生じる場合に、規則を定めて同様に差額支給ができる旨の規定でございます。

第5項は、新たに職員となった者の給料が第3項の差額調整を受けることとなった職員と不

均衡が生じる場合に、規則を定めて同様に差額支給ができる旨の規定でございます。

第6項は、単身赴任手当で、今回改正いたします月額適用については、平成30年3月31日までの間は3万円以内とする旨の規定でございます。

第7項は、規則への委任規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します議案の補足説明をさせていただきます。議第14号、それから17号、18号でございます。

まず初めに、議第14号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は77ページから78ページでございます。

今回の改正の要旨は、垂井駅北駐車場の利用の拡大を図るため、これまでの一時利用に加え、定期利用を併用する利用形態に変更するものでございます。

駅北駐車は、現在68区画ございまして、26年度の利用実績は1日平均20台でございます。休日の利用が32台、平日が18台という比率でございます。駅南駐車場においては、平成25年9月から定期利用、月額2,500円でございますが、これに変更し、現在、満車の状態となっております。施設の有効活用と経費節減を図ったところでございます。これに鑑みまして、駅北駐車場においても定期利用を導入し、あわせてこれまでの一時利用のニーズにも対応しながら、より一層の利用拡大、財源確保を図り、ひいては駅利用者の利便に寄与することを目指すものでございます。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

この条例の別表（第3条、第7条関係）の垂井町営垂井駅北駐車場の項中、利用区分の欄の「一時利用」の次のところに「定期利用」を設けまして、これに対応する料金、納入方法の各欄にそれぞれ「1台につき、月額2,000円」、それから「前納」を加えるものでございます。

附則といたしまして、1では、この条例の施行期日を平成27年7月1日とし、ただし書き及び附則2において、経過措置といたしまして、定期利用に係る必要な手続を同年7月1日から施行させていただくものでございます。

以上が垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明でございます。

続きまして、議第17号 町道路線の認定についてでございます。

町道路線認定調書をあわせてごらんください。

今回の町道認定路線は7路線でございます。

初めに、路線番号1169、路線名、垂井169号線でございます。起点は垂井町字永長2439番7地

先、終点は垂井町綾戸字河原道1114番6地先でございまして、町道の垂井綾戸線、株式会社カサイの東付近から既存の公衆用道路を南下し、東へ折れて町道綾戸22号線、これは青木踏切の通りの町道でございまして、これに接続する延長が105メートル、幅は4メートルないし6メートルの道路新設改良を行うためのものがございます。

次に、路線番号5176、路線名、府中92号線でございます。起点は垂井町府中字丸山2779番1地先、終点は垂井町市之尾字米野396番地先でございます。これは県道赤坂垂井線のまんじゅど一む東付近から既設町道である府中81号線を35メートル北上し、さらにそこから離山の北西の縁部を經由して、離山の東を走る町道府中51号線に接続する延長470メートル、幅9メートルの工業団地の取り付け道路を整備するためのものがございます。

続きまして、路線番号が5177、路線名、府中93号線でございます。起点は垂井町府中字丸山2780番地先、終点は同2771番地先でございまして、これは県道赤坂垂井線の喫茶ロードの西付近から既設町道府中81号線を北西に進み、ただいま説明いたしました府中92号線に接続するまでの延長125メートル、幅が3メートルないし5メートルの既設町道部分を、これは重複して認定することになりますが、この後説明いたします議第18号で町道府中81号線の廃止をすることによりまして、認定路線の整理を行うものがございます。

続きまして、路線番号5178、路線名が府中94号線でございます。起点は垂井町府中字清水1494番1地先、終点は同1492番53地先でございまして、町道府中宮代線、これはサンセール清水というアパートがございまして、その南付近から既存の私道を東進して、府中45号線に接続する延長82メートル、幅が4メートルの道路新設改良を行うためのものがございます。

続きまして、路線番号7080、路線名、綾戸80号線でございます。起点は垂井町綾戸字不破ノ初320番5地先、終点は垂井町表佐字地藏4590番2地先でございます。国道21号の相川橋東詰から相川左岸堤を南下しまして、地藏院北東で県道栗原青野線に接続する延長500メートル、幅5メートルないし6メートルの道路新設改良を行うためのものがございます。

続きまして、路線番号7081、路線名、綾戸81号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越896番39地先、終点は同894番1地先でございまして、町道綾戸平尾線、クゼ工務店の倉庫の東付近から既存の公衆用道路を北東へ105メートル進み、こちらで開発予定になっております区域内の道路、これは開発後、町道認定の予定でございまして、それに接続する延長105メートル、幅6メートルの既設道路の路側改良を行うためのものがございます。

続きまして、路線番号7082、路線名が綾戸82号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越896番30地先、終点は同896番32地先でございます。ただいま説明しました綾戸81号線の起点から北東へ25メートル付近から北西へ進む延長25メートル、幅4メートルの既設市道の路側改良を行うためのものがございます。

以上7路線の町道路線の認定について説明をさせていただきました。

続きまして、議第18号 町道路線の廃止についてでございます。

町道路線廃止調書をあわせてごらんください。

今回の町道廃止路線は1路線でございます。

路線番号5161、路線名、府中18号線でございます。起点は垂井町府中字丸山2780番地先、終点も同じでございます。さきに議第17号で説明をいたしました府中92号線、それから同93号線の認定により、全線が重複することとなる当該路線を廃止し、認定路線の整理を行うものがございます。

建設課所管に关します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第15号 垂井町下水道条例の一部改正と、議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第15号 垂井町下水道条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

あわせて、お手元の新旧対照表78ページもごらんください。

今回の改正は、平成23年10月に水質汚濁に係る環境基準が改定され、カドミウム及びその化合物に係る水質環境基準が強化されたのを受けて、水質汚濁防止法で、特定事業場から公共用水域へ排出される水質基準が改正され、また下水道法施行令で定めた特定事業場から下水道に排除されるカドミウム及びその化合物に係る排水基準が改正されたことに伴い、垂井町下水道条例の一部を改正するものがございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

公共下水道が処理できない物質を含む汚水に係る除外施設の設置等を定めた第28条第1項第1号中のカドミウム及びその化合物に係る排水基準「0.1ミリグラム以下」を「0.03ミリグラム以下」に改めるものがございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上、議第15号 垂井町下水道条例の一部改正につきましての補足説明とさせていただきます。

次に、議第19号 平成27年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきまして補足説明をさせていただきます。

地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業の経営は、特別会計を設置し、その経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとございます。ただし、建設途上とかにより財源が得られないなどの特別な理由がある場合につきましては、一般会計から繰り入れることができるとしております。

垂井町公共下水道事業特別会計の財源につきましては、国庫補助金、下水道使用料、受益者負担金、下水道債などの財源をもって構成されておりますが、公共下水道事業の整備率は平成

26年度末において約51%とまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては一般会計から繰り入れをお願いし、収支の均衡を図らせていただくものでございます。

それでは、本文の説明に入ります。

地方財政法第6条の規定によりまして、次のとおり平成27年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れるものでございます。

1. 繰入額は4億1,679万1,000円、2の繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第1号から議第19号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は2時55分といたします。

午後2時40分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

日程第4 議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（栗田利朗君） 日程第4、議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ3,252万8,000円を減額し、予算総額を85億1,367万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、都市計画基本図修正業務、社会保障・税番号制度対応改修業務に係ります委託料の減額措置をいたしますとともに、財政調整基金への積立金の増額措置をいたしました。また、保育緊急確保事業補助金の交付決定に伴います財源更正の措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費において、過年度国・県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料と、他会計への繰出金、自立支援医療費助成事業に係ります扶助費の増額措置をいたしますとともに、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

児童福祉費においては、広域保育委託料と病後児保育負担金、私立保育所低年齢児保育促進事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。さらに、留守家庭児童教室に係ります臨時職員の賃金と需用費の減額措置をいたしました。また、私立保育所運営費負担金と、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費において、合併処理浄化槽設置整備費補助金に係ります負担金、補助及び交付金と、予防接種委託料、感染症予防接種費用助成金に係ります扶助費の減額措置をいたしますとともに、猫の不妊去勢手術補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

清掃費においては、ごみ袋に係ります需用費の増額措置をいたしますとともに、廃棄物資源分別回収事業奨励金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

労働費では、勤労者融資預託金に係ります投資及び出資金の減額措置をいたしました。

農林水産業費では、新規就農総合支援事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしますとともに、経営所得安定対策事務費補助金、競争力強化生産総合対策事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

商工費では、竹中半兵衛公銅像建立事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費において、除雪用グレーダー等借り上げ料に係ります使用料及び賃借料の増額措置を行いました。

都市計画費においては、民間木造住宅耐震診断業務、都市再生整備変更計画策定業務に係ります委託料と、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金、さらに工事請負費の減額措置をいたしました。また、駅周辺施設整備事業振興補助金の交付決定に伴います財源更正の措置を行いました。

教育費では、幼稚園費において、工事請負費の減額措置をいたしました。

社会教育費においては、文化会館に係ります需用費の増額措置をいたしました。

さらに、保健体育費においては、給食センターに係ります工事請負費の減額措置をいたしました。

公債費では、平成25年度借り入れ分利子と一時借入金利子に係ります償還金、利子及び割引料の減額措置をいたしますとともに、元金において、繰入金の減額に伴います財源更正の措置をいたしました。

財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国・県支出金、繰

入金、繰越金、諸収入により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、垂井19号線道路改良事業、岩手2号線道路改良事業及び杵之宮交差点改良事業に係ります経費を平成27年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,252万8,000円を減額させていただきまして、総額を85億1,367万7,000円といたすものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましては後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細によりまして説明をさせていただきます。

まず初めに歳出でございますが、11ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。こちらは、保育緊急確保事業に係ります国庫補助金の交付決定に伴います財源更正でございます。

次に、目6の企画費、節13委託料でございますが、162万4,000円の減額でございます。今年度、都市計画基本図修正業務を実施させていただきました。見込み額を1,337万6,000円といたしたところでございます。このことから既決額に対しまして162万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、目7の電算管理費でございます。節13委託料でございます。482万円の減額でございます。社会保障・税番号制度の対応といたしまして住民情報システムの改修を実施したところでございます。見込み額を3,082万円といたしまして482万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目11の財政調整基金、節25の積立金でございますが、財政調整基金に4,550万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございますが、1,506万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、障害者自立支援給付費等の国庫負担金、それから岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の平成25年度事業の積算に伴うものでございまして、過年度分の国・県支出金の返還金でござい

ございます。節28繰出金でございます。国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、保険者の財政支援のための制度といたしまして、今回、保険基盤安定繰入金に466万6,000円、また財政安定化支援事業繰入金に1,067万5,000円を繰り入れますことから、合計いたしまして1,534万1,000円の増額をお願いしたところでございます。

次に、目5の老人福祉費でございますが、節19の負担金、補助及び交付金でございます。731万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては老人保護措置費の負担金でございます。西濃清風園の入所者に係ります負担金でございます。理由につきましては、入所者の減による減額を行うものでございます。

次に、12ページに入りまして、目11の障害者福祉費、節20の扶助費でございます。200万円の増額でございます。こちらにつきましては、障がい者の自立支援医療費助成事業でございますが、更生医療と育成医療の今年度の見込み額を算出いたしましたところ、見込み額が1,437万4,000円となりましたので、200万円の増額を行うものでございます。

続きまして、同じく款3民生費、項2の児童福祉費でございます。まず目1の児童福祉総務費、節13の委託料でございますが、184万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、広域保育の委託料でございますが、当初予算ではゼロ歳児1人、1・2歳児1人の保育単価によりまして2人分の年間の委託料を見込んでおりましたが、見込み額を150万円といたしまして184万2,000円の減額をお願いしたところでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。115万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、病後児保育の負担金でございますが、大垣市内の医療機関に依頼をして実施しておるものでございます。今年度は年間の利用で26人ほどの見込みをしておりましたが、115万9,000円の減額とするものでございます。

次に、目2の児童福祉施設費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。34万7,000円の増額でございます。まず1の私立保育所の運営費負担金でございますが、12月も補正をさせていただいたところでございますが、国において基本保育単価の増額の改正が行われましたことによりまして131万7,000円の増額を行うものでございます。2つ目の私立保育所の低年齢児保育促進事業補助金につきましては、入所児童数に対します保育士の加配定数に加えまして、年度当初から低年齢児保育士を加配した場合に補助する事業でございますが、今年度の実績はございませんでしたので、見込み額をゼロといたしまして130万9,000円減額をお願いするものでございます。次に、3番の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、同じく私立保育所に対します補助事業でございますが、その算定の基礎資料となります私立保育所の入所児童数につきまして当初の見込み児童数より増加いたし、33万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目7の留守家庭児童教室費、節7の賃金でございます。320万8,000円の減額でございます。留守家庭児童教室の臨時職員に対します賃金でございますが、教室に在籍いたします児童数につきましては、9月以降、減少傾向にございまして、このような状況を踏まえまして、

必要に応じて臨時職員の配置を調整いたしましたことから、減額をお願いするものでございます。次に、節11の需用費でございますが、74万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、おやつ等の賄い材料費でございます。在籍児童数の減少によりまして減額をお願いいたしました。

次に、13ページに移りまして、款4の衛生費、項1保健衛生費、目5の環境衛生費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、1,247万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、まず1つ目の合併処理浄化槽の設置整備費補助金でございます。1,253万3,000円の減額をお願いいたしました。次に、2つ目の猫の不妊去勢手術補助金でございますが、当初予測より申請者が多く、不足いたします5万8,000円をお願いするものでございます。

次に、目6の保健センター費でございます。節13の委託料でございますが、保健センターで実施いたしております予防接種委託料でございます。昨年の9月に水痘ワクチン接種委託料、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては全対象者の増額補正をお願いしたところでございますが、当初予算で計上いたしましたヒトパピローマウイルス感染症の接種委託料とあわせまして、当初見込みより受診率が低く2,493万7,000円の減額をお願いしたところでございます。節20の扶助費、感染症予防接種費用助成金でございますが、風疹抗体検査費用の助成金等、年度途中から県の単独事業に変更になったことなどから、350万円の減額をお願いするものでございます。

同じく款4衛生費、項2清掃費、目3の塵芥処理費、節11需用費でございますが、ごみ袋の製造単価が値上げしたことなど、在庫に不足を来すことから、51万9,000円の追加をお願いした次第でございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、廃棄物資源分別回収事業奨励金として各種の地域団体に回収量に応じて助成をいたしておるものでございますが、1月までの実績等を踏まえまして見込み額を266万4,000円といたし、133万6,000円の減額をお願いいたしましたところでございます。

次に、14ページに移りますが、款5の労働費、項1労働諸費、目1の労働諸費でございます。節24の投資及び出資金でございますが、勤労者融資預託金につきましては、今年度、融資の見込みがないことから、500万円の減額補正をお願いしたところでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、1つ目は、新規就農者に対します補助金75万円の増額をお願いするものでございます。2つ目は、経営所得安定対策事務費補助金として、法人化いたしました集落営農組織に対します補助金80万円の減額をそれぞれお願いいたしまして、合わせまして5万円の減額をお願いしたところでございます。

次に、目8農業構造改善費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、競争力強化生産総合対策事業費補助金につきましては、今年度、西美濃農業協同組合の垂井北ライスセンター集じん機更新事業に対します補助金をしたところでございますが、執行額の実績が減少となりましたので、3,447万5,000円の減額をお願いした次第でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、竹中半兵衛公銅像建立事業に係ります寄附協力者が当初予測よりも非常に多かったことなどから、補助金を減額させていただくものでございます。225万2,000円の減額補正でございます。

15ページに入りますが、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費の節14使用料及び賃借料といたしましては、去る1月と2月の降雪に伴います除雪用グレーダー等の借り上げ料で1,578万8,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13の委託料関係でございますが、1の民間木造住宅耐震診断業務委託料関係では、当初予定より応募者が少なく60万円の減額を、また2つ目の都市再生整備計画の計画変更に係ります費用をお願いいたしておりましたが、その見込みもないことから41万円減額をいたすものでございます。次に、19負担金、補助及び交付金では、建築物耐震診断補助金で10万円を、また木造住宅耐震補強工事補助金につきましては予定しておりました230万円の見込みがないことから、合わせまして240万円の減額をお願いした次第でございます。

次に、目7の児童公園管理費、節15工事請負費の減額につきましては、今年度の相川児童公園改修工事の見込みが立ちましたので、300万円の減額をお願いしたところでございます。

目8の駅周辺整備費につきましては、駅の南北トイレ改修工事がこのたび県の振興補助事業に採択されたことに伴いまして、財源更正をお願いするところでございます。

次に、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節15の工事請負費でございますが、垂井、府中、表佐幼稚園保育室の空調機設置工事の入札を終えましたので、400万円の減額をお願いした次第でございます。

16ページに移りまして、同じく項5の社会教育費、目6の文化会館費、節11の需用費、こちらにつきましては光熱水費でございますが、不足が見込まれることから51万9,000円の増額の補正をお願いした次第でございます。

次に、項6保健体育費、目3給食センター費、節15工事請負費は、今年度の設備改修工事の入札差金に伴います668万円の減額をお願いするものでございます。

款12の公債費、項1公債費、目1の元金でございますが、こちらにつきましては財源更正でございます。後ほど歳入でも御説明いたしますが、今年度の財政状況によりまして、減債基金の繰入金を6,000万円減額することに伴います財源更正でございます。特定財源から一般財源のほうに切りかえをお願いするものでございます。

次に、目2の利子、節23の償還金、利子及び割引料でございますが、1番にありますとおり、平成25年度借入れ分の利子につきましては、当初予算で見込んでおりました利率の低下によりまして454万4,000円の減額を、また2つ目にございます、今年度、一時借入れをすることがなかったことに伴います利子分につきまして減額をお願いし、合わせまして577万7,000円の減額補正を行うものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、歳入の7ページをごらんいただきたいと思います。

款8の地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1の地方特例交付金でございますが、こちらにつきましては、額の確定通知によりまして235万7,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1の地方交付税でございます。こちらにつきましては普通交付税でございますが、交付額の確定に伴い、2億835万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

款12の使用料及び手数料、項1使用料、目2の民生使用料でございます。節1の児童福祉施設使用料でございますが、292万円の減額でございます。先ほど歳出でも御説明させていただきましたが、留守家庭児童教室の在籍者の減少によるものでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。節1の児童福祉費国庫負担金につきましては57万円の増額補正を行うわけでございますが、こちらにつきましては私立保育所運営負担金の財源にするものでございまして、支弁額から徴収額を除いた額の2分の1が国庫負担金として受け入れるものでございます。節4の保険基盤安定国庫負担金でございます。8万6,000円の増額でございますが、こちらは国民健康保険基盤安定国庫負担金でございます。国民健康保険税の軽減分に係ります国からの保険税の財政支援でございます。次に、8ページをお開き願いたいと思います。節10障害者自立支援医療費負担金では、国負担分2分の1の不足する額100万円の受け入れを予定いたしました。

同じく款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1の総務費国庫補助金でございます。節1の総務費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては404万8,000円、がんばる地域交付金として受け入れるものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金、節4の児童福祉費国庫補助金では、対象となります子育て支援センター事業、あるいは一時預かり保育事業等に保育緊急確保事業補助金として672万9,000円の追加をお願いした次第でございます。

次に、目3の衛生費国庫補助金でございます。節1の衛生費国庫補助金417万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては汚水処理施設の整備交付金でございます。浄化槽設置事業補助金に係ります国からの財政支援でございます。事業費の3分の1を補助金として受け入れるものでございますが、先ほど歳出でも御説明いたしましたように、こちらの事業費の減額によりまして、あわせて減額を行うものでございます。

次に、目7の土木費国庫補助金でございます。節11の耐震改修等事業国庫補助金でございます。こちらにつきましては、住宅・建築物耐震改修事業費補助金として係ります費用の国費2分の1分でございます。80万円を見込み、145万円を減額させていただくものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金でございますが、28万5,000円の増額補正を行います。こちらにつきましても私立保育所の運営負担金の増額の部分でございます。岐阜県につきましては、支弁額から徴収金を除いた4分の1に相当する額を県から受け入れをさせていただくものでございます。次に、節6

の保険基盤安定県負担金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金といたしまして、こちらにも国保税の軽減分に係ります岐阜県の保険税に対する財政支援でございますが、今回341万3,000円の増額をいたすものでございます。次に、9ページに移りまして、節13障害者自立支援給付費負担金では、自立支援医療費の県負担分4分の1に不足する額49万9,000円をお願いいたしております。

次に、同じく款14県支出金、項2県補助金、目2の民生費県補助金でございますが、節2の児童福祉費県補助金につきましては、先ほども国庫補助金で少し触れさせていただきましたが、私立保育所におきます低年齢児保育の加配保育士の配置がされなかったことなど、合わせまして463万6,000円を減額いたすものでございます。

次に、目3の衛生費県補助金でございますが、節1の衛生費県補助金、こちらにつきましても417万7,000円を減額するものでございます。浄化槽の設置事業補助金に係ります岐阜県からの補助金でございますが、事業費の3分の1を受け入れるものでございます。歳出の減額と連動いたしまして減額するものでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金でございますが、歳出でも説明いたしました。1番の経営所得安定対策事務費補助金で80万円の減額、2番の青年就農者に対します75万円の増額及び3番の垂井北ライスセンター集じん機更新事業の額確定に伴う減額等、合わせまして3,452万5,000円を減額いたすものでございます。

次に、同じく目7の土木費県補助金でございますが、節1の土木費県補助金でございます。こちらにつきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金として係ります費用の県費4分の1分40万円を見込み、77万5,000円の減額となったところでございます。10ページに入りますが、財源更正でも御説明いたしました、駅の南北トイレ改修事業に係ります駅周辺の施設整備事業振興補助金170万円を受け入れるものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございます。節1の財政調整基金繰入金といたしまして、財政状況により、当初1億5,000万円を取り崩す予定をいたしておりましたが、今回その必要がなくなったことから、この取り崩しを取りやめるための減額の補正をいたすものでございます。

次に、目2の減債基金繰入金でございます。節1の減債基金繰入金につきましても、財政状況により繰り入れる必要がなくなったため、当初予定しておりましたが、繰入金の減額を行うものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1の繰越金でございますが、収支の均衡、それと財源の確保のため、102万9,000円の増額の補正をいたすものでございます。これによりまして平成25年度決算の実質収支額を全て繰り越したものでございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

次に、款19諸収入、項5雑入、目5過年度収入、節1の過年度国庫支出金と節2の過年度県支出金につきましては、いずれも25年度の児童手当国・県負担金の過年度精算金で、合わせま

して6万3,000円を受け入れるものでございます。

表紙に戻っていただきたいと思いますが、第2条でございます。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、4ページに掲げてございます第2表、繰越明許費をごらんいただきたいと思っております。

款8の土木費、項2の道路橋りょう費、総額で3,472万9,000円の事業でございます。事業名につきましては、垂井19号線道路改良事業、岩手2号線道路改良事業、塚之宮交差点改良事業でございます。道路改良事業2本につきましては、関係機関の協議等に時間を要し、そしてまた交差点改良事業にありましては相手方の移転待ちといったような状況から、今年度予算計上したのにつきまして繰越明許費として計上させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 今、総務課長から提案説明がございましたが、補正予算についてお尋ねするのと、また補正の全般についてお尋ねしたいと思っております。

まず初めに、土木費の道路維持、除雪の関係ですね、1,578万8,000円が今度補正されたんですが、これはいつといつ、どの付近を除雪されたのか。私らは宮代でしたが、除雪車が入った形跡もなかったし、宮代では除雪していただいたことはなかったと思うんです。それはどちらの方面か、積雪量等々、区分等わかったらお願いいたします。

それと、今回、収支の均衡を保つために財調へ4,500万円積み立てられていますね。そんなような形で、先ほど明許、工事ができなかったということで、垂井19号線、岩手2号線、塚之宮交差点等々言われたんですが、また関係機関との協議ということは、協議の内容は私も文教のほうでございますのでわからないんで、今の進捗状況ね、塚之宮交差点等も一遍わかったら教えていただきたいと思っております。

それと1つ、町長、お尋ねしたいのは、26年度予算、昨年この時期にこうして工事箇所表等々を出されて、ここの工事をやるということで、我々ちょうど宮代の83号線です、舗装改良工事。洋らん団地の南東の交差点から南、ゆのきがわまで行って、それから東へ泥川の西の交差点まで舗装改良工事をやるということで当初図面を出されたんです。私らはここが舗装改良工事をやっていただけるといことで住民の方に言っておりますし、喜んでおった。そうしたら先日、建設課にいつ工事をやるんだと聞いたら、事業費がなくなってしまうので工事ができないということなんやね、早く言えば。

我々町民の代表としてこうして出ておって、どこで決裁されて、この予算はどうなったのか。当然、工事を行うについては、設計、入札、施工のときに工事費また予算額等々を出されると思うんです。予算もないのに、予算以上に設計してこれを施行したということは、どうですか、そんなことってできますか。こうしてきょうも新年度予算を出されたんですけど、私はそんなことをされたら、いかにも我々議員として情けないし、ばかにしたと言っては悪いんですが、そんなような形に見られてしまう。もっとやはり、住民の奉仕者として仕事等々に携わっているわけですね。そんなような形ですので、やはり我々の立場になって、住民の立場になって工事をやっていただきたいと、このように思うんです。

やるにすれば、きょうの補正予算でこの工事費を上げていただいて、繰越明許等々をやって5月の出納整理期間までに工事を終わらせるということも私は一つかなと思うんですけど、そこまでは町長もなかなか難しいんでやっていただけないと思うんですが、この事業で工事費がなくなったということは、垂井表佐線の塚之宮交差点から県道までの交差点、それと新井の倉庫から北部ライスセンターの南の道路ですね、全線舗装された。そちらのほうへ使われたんではないかと思うんですよ。やはり予算が決められておったら、決められた中の予算でやっていただきたい。その辺のこれから事業に対する取り扱い等々を町長にお尋ねしたいと思うんです。

それと、どこの段階で予算以上の工事を行ったのか、一遍決裁等々もお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問にお答えしたいと思います。

何点かお尋ねがございましたので、まず除雪の詳細な説明をということでございました。それから塚之宮交差点の進捗状況ですね、それから宮代83号線舗装改良事業の未執行の点についての説明を求めるといような内容であったかと思えます。

まず1点目の今年度の除雪の詳細でございますが、今年度、まず12月18日、これは垂井町全域を除雪いたしておりまして、借り上げ台数77台で延べ573時間でございます。また1月2日、これも町内全域でございますが、一部に出動しなかった業者もあったかと思えます。72台で414時間。また2月9日、これは伊吹地区だけですが、2台で4時間。2月10日、これも一応町内全域に出動を要請しましたが、43台で231時間というような実績でございます。12月の借り上げ料については既に予備費と当初の予算額で支払いをいたしておりまして、1月、2月以降の分の不足額について今回補正をお願いするというものでございます。

それから2点目の、塚之宮交差点の進捗状況ということでございます。塚之宮交差点の改良事業の中の、建物がございまして、鉄骨3階建ての延べ床面積247平米の建物、これのまず土地でございますが、土地のほうは既にも買収をいたしておりまして、登記も完了をいたしております。建物の移転につきましては、26年10月20日に補償契約を締結いたしておりまして、物件の収去期限、撤去する期限を28年3月28日といたして契約をいたしたものでございます。契約当

初に補償金額の7割を既に支払いを完了しておりまして、残りの3割は物件が収去された後に支払うという契約内容になっておりまして、そのため今年度内の支払いが見込めないということで、繰越明許費に計上をさせていただいておるところでございます。

あと、宮代83号線の舗装改良が未執行であるということで、繰越明許をして施行したらどうかというようなお尋ねであったかと思えます。この宮代83号線は、ほかに2つの舗装改良事業がございまして、この3つを合わせて社会資本総合交付金の補助事業として予算計上したものでございまして、一つ一つの線が幾らというのではなくて、この補助金の国の配分が3路線合わせて事業費の枠で4,500万円が26年度は配分をされたということで、この3路線、延長がかなりございます。3路線を合わせますと4,764メートル、これを全てこの4,500万円で舗装改良はできません。当然のことながら舗装の状態の悪いところを限定して施行せざるを得ないという状況でございまして、またさらに、平成24年以降の震災復興事業で、資材、労務単価が高騰いたしております。労務単価が25%強、資材単価が10%弱というようなこともございまして、限定して施行せざるを得ないという状況の中で、府中50号線、垂井表佐線と順に舗装劣化の激しい部分を中心に調査・設計・発注していった段階で、かなりこの2路線が損傷がひどくて、その2路線で配分枠いっぱいの工事費となってしまったと。

それで、83号線をさらに施行していこうと思うと、これは国庫補助の配分枠を超えておりますので、全額一般財源による補正予算をして施行するしか対応がないということですが、この83号線は国庫補助の対象になる、事前に平成25年に補助対象とするために路面性状調査というものを実施して補助金の対象にできるようにした路線でございまして、全額一般財源で行うのではなく、翌年度に繰り延べをして交付金事業として実施していくことにいたしましたものでございます。

以上、丹羽議員の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、やはりお謝りをしなければいけないというふうに思います。予算計上してあるものがやってないという状況は確かに存在するわけでございますので、地元の方がそれを待ってみえるという状況も確かにあろうかというふうに思います。そのことが不執行に終わったということを大変申しわけなく思いますが、そこに至った原因、経過というのは、今建設課長が説明いたしましたと思えますが、少し補足をさせていただきますと、今回の事業、社会資本整備総合交付金というのをを使ってやるというような事業で、国の補助が55%出てくるものでございます。先ほど冒頭で繰越明許という話もございましたけれども、これを繰越明許をかけますと、要するに単費で町費で全てやるという形になりますので、できればそういった財源を確保しながら工事を進めていきたいという思いの中で、来年度においても社会資本整備総合交付金を使ってこの工事を続けてやっていきたいという中で、新年度の中で工事を進めていきたいと

いうふうに思っております。

そのことにおいて、待ってみえた住民の方には深くおわびをしたいというふうに思いますが、工事を進める中であって、やはり1つの問題点としては、進捗状況の管理の問題があったかというふうに思います。総枠があってやっておるわけで、今建設課長が話しましたように、やはり傷みがひどい、それをやっていく中で、そこに重点的にかけたという形の中で枠がなくなったというような状況でございますので、当初から3本全てというのであれば、どこかで切ってやっていくというのが一つのやり方かも知れませんが、やはりその傷みぐあい等、優先度合いを考えた上でそれを優先してやったというような状況でございますので、何とかそこら辺は御理解をいただきたい。また財源についても、少しでも国から入る財源を使いながらやっていきたいという思いでございますので、今回は83号については見送らせていただいたというような状況でございます。今後こういったことのないように事務的な管理等もしっかりとしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思うところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 今、大体建設課長のほうからも答弁いただいたわけですが、当初、こうして予算に上げられて、どうしても2路線しかできなかつたら、やはりこういう席があるんですよ、何で言ってもらえないんですか。当然、前の12月議会もある。委員会でも報告してないでしょう、委員会は私は違うんでわからないですけど。そんなことでは、さっき言ったように、やはり住民の奉仕者として頑張ってくださいなので、ぜひともこういう予算と変われば皆さんに報告することが大切だと思います。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君） 私のほうから1点、2点、お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず衛生費の中の保健センター費、予防接種委託料、これはちょっとごめんなさい、僕は補正のいきさつをよく覚えてないので申しわけありませんけれども、恐らく3,000万円弱ぐらいの補正をかけて今回2,400万円余り残して減額の補正と。これはやはり見込み数の数とか実績をまずお知らせいただきたいというふうに思ひますので、その点をよろしくお願ひいたします。

もう1点、衛生費の中の今度は清掃費、塵芥処理費の中の負担金、補助及び交付金の部分ですけれども、これは各学校等で行っていただいております資源回収の分の奨励金だというふうに思ひしております。こちらの実績と見込み数、これは正直言って、エコドーム等ができた関係で若干の数量の変化はここ二、三年あるのかなというふうには思ひはおるんですけれども、その点についても実績等をお知らせいただけたらというふうに思ひますので、よろしくお願ひいた

します。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの藤埴議員からの御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

保健センター費の予防接種委託料でございますけれども、今お話がありましたとおり、9月議会におきまして水ぼうそうワクチン接種委託料、そして高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料のほうの補正をさせていただきました。当時の補正額が2,700万円ほどでございます。今回減額させていただきますのは、今の水ぼうそうワクチンの関係、高齢者肺炎球菌ワクチンの関係ともう1つ、ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんの関係ですね、こちらのワクチン、3つに関連しております。この3つが今回の減額の対象でございます。

まずヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種委託料につきましては、当初予算を見させていただいたんですけれども、基本的に積極的に今は勧奨しないということで、接種者は一人もございません。ということで、これは全て落とさせていただきました。水ぼうそうワクチンにつきましては、今言いましたように、9月の時点で基本的に対象者は全員ということで1,827人、約1,800人ほどを上げさせていただきましたけれども、1月23日の、予診票というものを発行しておるんですけれども、そのときで431名で、この3月までを見込みまして、647人分を今回見込んで、残る分を落とさせていただいたというようなことでございます。それと高齢者肺炎球菌ワクチンの関連ですけれども、こちらにつきましても当初、対象者は全員を見込ませていただきました。対象が1,718人でございます。今回、これも1月23日までの予診票発行者というのが457名ということで、最終的には823名を見込ませていただいて、今回このような減額となってきたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 藤埴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

廃棄物資源分別回収事業奨励金の実績等というお尋ねでございました。この廃棄物資源分別回収事業の奨励金でございますが、廃棄物の資源化と分別回収をした自治会、子ども会、小・中学校のPTAなどの団体へ奨励金を交付するものでございまして、奨励金は、紙類、布類、金属類、1キログラム当たり3円でございます。26年度の実績でございますけれども、85件263万760円を見込みまして、予算を下回るため133万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。40団体からの申請でございました。ちなみに、25年度は81件284万8,473円でございます。各団体の資源分別回収については、ごみの減量、資源の有効利用及び町民のごみ問題に対する意識の高揚を図るために大変有効でございます。引き続き励行していきたくというふうに考えております。

以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

○10番（広瀬文典君） 確認をとります。留守家庭児童関係につきましてお尋ねをいたします。

使用料の減少、それから留守家庭児童に关します臨時職員さんの経費の削減、あるいは賄い費の削減ということで減額補正をされております。留守家庭児童というのは、かつて増加傾向にあったかと思うんですけども、こういった減少傾向に入ってきたのかなというふうに思うんですけども、そういったところにおいて、その減少した要因といいますか、それともう1つは、実際ことしは何人であったかということをもまず教えていただきたいというのと、その減った要因、またその傾向というのは今後どのように見られているかということ。いわゆる一昨年からは幼保一元化、もう1つ前ですかね、しまして、子育て支援が充実してきたというところもやはり影響が出ているのかどうか、そういったところも踏まえてお答えを願いたいというふうに思います。

それからもう1点ですけども、これは農林費だったかな、競争力強化の部分で大幅減額されております。JAさんの関係の競争力強化云々というやつがありましたね。これは先ほど聞いていますと、北部の集じん機の費用の分だというふうに聞いておりますけれども、まずこれで、JAさんの設備において、当初の計画といいますか、修繕といいますか、その分はこの見込み額で全部終了されたのかどうか。ならば、かなりの減額が出ているということは、その辺、査定の段階でどのようであったかというところが1つ、確認をとりたいと思います。

もう1つは、たしか前年度も南部のライスセンターでJAさんのそういったあれがあったと思うんですが、あのときもたしか大幅な減額補正をされておったと思うんですね。県の補助金が丸々出るからといいながらも、余りにもJAさんからの要求と結果的におけるこういった差において減額補正される場所の、その原因というところがわかれば教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの広瀬議員からの御質問についてお答えをさせていただきます。

留守家庭児童教室に絡みます入室児童数の人数とか傾向についてでございますが、まず人数からいきますと、4月当初、全教室で204名、予算のほうもこの数字に近いところで組んでございます。

それで、今年度の傾向といいますか、毎年同じような話というふうには聞いておるんですけども、夏休みを過ぎた途端に減るという傾向が実はございます。その数字を申し上げますと、

4月、5月、6月、7月、8月につきましては200の1桁台、202人から205人を推移しております。平均して204人と。それで9月に入りましたら187人、この3月、見込みですけれども160人前後ということで、9月以降の平均が167名ということで、約40名ぐらい下がるというようなことで、1年間での大きな減少ということが今回の予算に反映されたものということでございます。

ただ、全体の今後等々というお話ですけれども、今現在、留守家庭教室のほうの入室説明に行っているわけですが、基本的にはそれほど大きな変更と申しますか差は出てきていない、大体同じような数字で推移はしているということで、今までどおり需要のほうはあるものというふうに思っております。基本的に、ほかの幼稚園とか、そういうことの絡みではないと思います。あくまでも家庭の中、もしくは、年度当初はやはり特に1年生はまだ留守番ができないと。しかし、夏休みを過ぎたころにはしっかりしてきて留守番もできるとかいうことで、やはり夏休みを過ぎてからが減るといったような傾向ではないかなと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 広瀬議員からお尋ねがありました、農林水産業費の中で、農業構造改善費に係ります競争力強化生産総合対策事業費補助金の中で、これはJAさんが北ライスセンターにおいて集じん機の入替えを行われたものでございますけれども、これの当初の既決額に対して見込み額が非常に少ないというようなところで、当初の計画はどうだったのかというところでございます。

私どもも、この予算策定の段階からこの制度、制度と申しますのは強い農業づくり交付金実施要綱に基づく制度でございますけれども、これに基づきましてJAさんと連携を密にして予算を組んでいるわけですが、そもそも実施主体である事業団体は、必要な事項を定めた事業実施計画書を作成し、都道府県知事と協議をして定めるというふうになっております。それを見て、都道府県知事が提出を受けてこれを認めていくと。なお、事業の実施後におきましては、成果も含めまして、県知事、県のほうが効果を確認していくという制度になっております。

私ども、したがって、JAさんとか県と連携をしながら現地の確認とかはしておりますけれども、2年も続きましてJAさんの見積もりに対して実績が非常に少ないということが続いておりますので、今後、県、あるいはJAとも、このような申請があった場合には見積もりの要チェックだとか市場価格の把握に十分努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（栗田利朗君） 日程第5、議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億2,000万円を追加し、予算総額を33億1,694万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、国民健康保険基金への積立金の増額措置を行いました。

財源につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

議案書表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,694万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。款9項1目1が基金積立金、節25の積立金でございますが、1億2,000万円の増額補正をお願い

いするものでございます。これにつきましては、ここ数年増嵩しておりました医療費も、昨年度は抑制傾向、また今年度は横ばいの状況にあり、今年度の歳入の収入見込み額と歳出の支出見込み額を想定しましたところ、次年度への繰越額に若干の余裕も見られてまいりました。この機会に、今後の予測のできない医療費に備えるために1億2,000万円を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。これによりまして国民健康保険基金の積立額は約2億5,100万円ほどとなる予定でございます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただき5ページをお願いいたします。

初めに、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、1,534万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは先ほどの議第30号、一般会計補正予算におきましても、民生費の社会福祉費で法定繰出金として国民健康保険特別会計繰出金の増額補正をお願いしたもので、ここに繰り入れるものでございます。内訳といたしまして、節1の保険基盤安定繰入金466万6,000円でございますが、保険税の軽減分を補填するための制度でございまして、保険者への支援分といたしまして国及び県からの負担金を一般会計で受け入れて、それに垂井町の負担分を合わせまして一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。今回、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けまして、予算に不足する額をお願いするものでございます。次に、節4の財政安定化支援事業繰入金1,067万5,000円でございますが、県からの繰り入れ基準額の決定を受けまして、予算に不足する額をお願いするものでございます。これは、保険者の財政安定化のために地方財政措置が講じられるものでございます。

続きまして、款10項1目1節1が繰越金の1億465万9,000円でございます。これにつきましては、前年度の繰越金を財源とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上が歳入でございますが、合計は歳出と同額の1億2,000万円でございます。

以上、議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 平成26年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のと

おり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（栗田利朗君） 日程第6、議第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ6,271万円を減額し、予算総額を11億996万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、下水管渠設計委託料と工事請負費、浄化センター汚泥処分、運搬業務委託料の減額措置を行いました。

また、公債費において、下水道事業受益者負担金の増額に伴います財源更正の措置をいたしました。

財源につきましては、分担金及び負担金、繰越金、諸収入、町債により収支の均衡を図った次第でございます。

また、地方債の補正は、限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

○上下水道課長（高木一幸君） それでは、ただいま上程されました議第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出では、主に下水道整備工事費及び下水管渠設計委託料の確定によりまして減額を行い、財源につきましても、主に起債対象事業費の確定による地方債の減額をお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ6,271万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億996万3,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

7 ページでございます。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費、目 1 下水道建設費でございます。節13の委託料で、下水管渠設計委託料の確定により400万円を減額し、同じく節15工事請負費で、下水道整備工事費の確定により5,700万円を減額するものでございます。これは、それぞれ入札差金等によりまして減額をさせていただくものでございます。

また、目 3 浄化センター費、節13委託料で、浄化センターでの汚泥処分、運搬業務につきまして、既決額3,693万7,000円に対しまして、3,522万7,000円と見込みまして171万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款 3 公債費、項 1 公債費、目 2 利子では、下水道事業受益者負担金の増に伴いまして財源更正をお願いするものです。

続きまして、歳入ですが、6 ページのほうをごらんください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 下水道事業負担金、現年度分の下水道事業受益者負担金でございます。既決額1,501万9,000円に対しまして、2,501万9,000円を見込みまして1,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金でございます。2,170万1,000円の前年度繰越金が確定しておりますので、102万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、款 8 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入でございます。節 1 の雑入で、消費税還付金の確定によりまして133万8,000円の減額を行うものでございます。

次に、款 9 町債、項 1 町債、目 1 下水道債でございます。節 1 の下水道事業債を、起債対象事業費であります工事請負費、委託料の確定によりまして7,240万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻りください。

第 2 条で地方債について定めておりますが、地方債の補正といたしまして、こちらは3 ページのほうを再度ごらんいただきたいと存じます。第 2 表で、地方債の限度額を当初 2 億9,270万円とさせていただいておりましたが、事業の確定によりまして限度額を 2 億2,030万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

なお、8 ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 平成26年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（栗田利朗君） 日程第7、議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく、歳出予算内のみにおきまして補正をするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費では、介護サービス等諸費において、施設介護サービス給付費負担金と居宅介護住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしますとともに、居宅介護福祉用具購入費負担金と居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

特定入所者介護サービス等費においては、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

[健康福祉課長 片岡兼男君登壇]

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されております議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、保険給付費におきまして、12月までの給付の実績を踏まえまして、一部の給付費につきまして増額または減額をお願いするものでございます。

なお、給付費の補正におきます増額と減額が同額となりましたので、歳入歳出の総額におきましては変更がございません。

それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。

歳出の3ページをごらん願います。

初めに、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費の目3 施設介護サービス給付費、節19の負担金、補助及び交付金ですが、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係ります施設介護サービス費の給付費につきまして、12月までの実績を踏まえまして予算残額に若干の余裕が生じてまいりましたので、1,700万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目4 居宅介護福祉用具購入費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、要介護認定者の腰かけ便座、入浴補助用具など福祉用具購入の給付費につきまして、12月までの実績を踏まえまして不足が生じてまいりましたので、30万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5の居宅介護住宅改修費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは要介護認定者によります手すりや段差解消などの住宅改修用の給付費についてでございますが、こちらも12月までの実績を踏まえまして予算残額に若干の余裕が生じてまいりましたので、230万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目6の居宅介護サービス計画給付費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、介護支援員が策定しますケアプランの作成に係る給付費についてでございますが、こちらも12月までの実績を踏まえ不足が生じてまいりましたので、200万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2 保険給付費の項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは所得の低い要介護認定者が施設サービスなどを利用した場合に係ります食費、居住費の負担を軽くするための給付費についてでございますが、こちらも12月までの実績を踏まえまして不足が生じてまいりましたので、1,700万円の増額をお願いするものでございます。

以上が歳出でございますが、項1の介護サービス等諸費の補正総額1,700万円の減額に対しまして、項5の特定入所者介護サービス等費の補正総額1,700万円の増額によりまして、歳出の総額には変更がございません。また、歳入につきましても変更がございません。

以上、議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願

○議長（栗田利朗君） 日程第8、請願第1号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時23分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 富 田 栄 次

